泉屋叢考

第拾貮輯

考 叢 屋 泉

輯 貳 拾 第

五

住

銅

山第

次 經

營

友の吉岡

錄

吉

岡銅

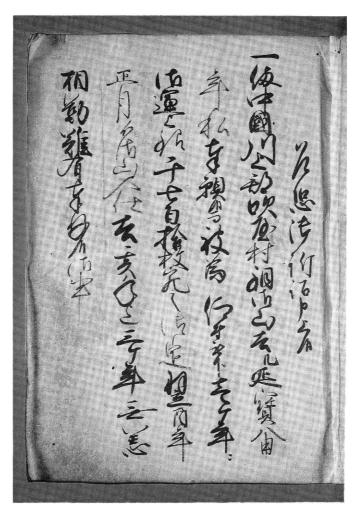
山關

資

係

料

住友の吉岡銅山第一次經營



備中川上郡吹屋村御山用控」所收

横縱六寸寸

三七分分



命 寺 梵

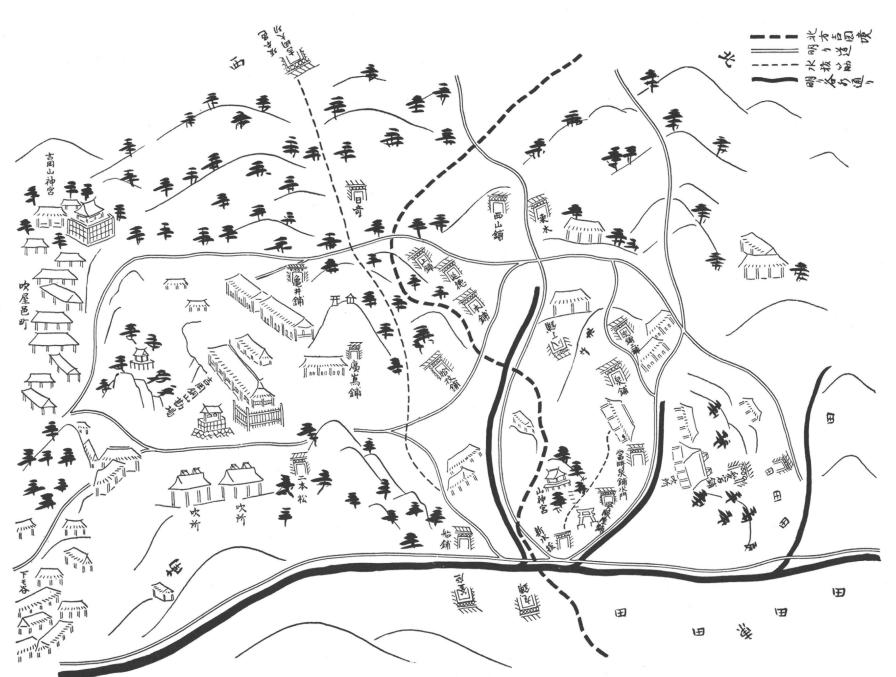
鐘

昭和十七年供出。原寫眞、岡山縣川上郡成羽町大字吹屋禪宗延命寺藏。

貞享三年三月、泉屋彦兵衞名義を以つて寄進せられた。口徑壹尺五寸、

(この圖は文政八年の調製と推定される。)

横二尺八寸二分



(吉岡・北方兩銅山古圖より作成)

住友の吉岡銅山第一次經營 目 次

九	八	七	六	五.	四	三	$\vec{\underline{}}$		
結	第一次經	第一次經	大疏水坑	選鑛精鍊と從業人	大疏水坑道の掘鑿	第一次經濟	住友經營以前	序	
語	次經營の成果	次經營の終了	大疏水坑道の完成と繁榮	と從業人	道の掘鑿	次經營着手 三	以前の吉岡銅山		

吉岡 銅 山は岡山縣 川上郡成羽町大字吹屋にある。 吹屋は昭和三十年に成羽町に編入されたが、

明治二十二年坂本村及び中野村の一部等を合併し、

松山 吉 ح 年に町制を布いたもので、 岡 の村域に稼行された吉岡 鑛 領 Ш 0 舊川上邓 を形成して 郡丸山村に屬した北方銅山とともに、 ある。 江戸時代は概して天領に屬した。 (吹屋) 銅山 は、 これに北接した 近代の

年二)十月泉屋吉左衞門の名で、 で天明八年 レ不申候」といつてゐる。また吹屋の舊家大塚氏の所藏文書 寛永以前のことを「往古ゟ取明候山ニて最初取明之山 答へて、泉屋が同 吉岡 銅 Ш (西暦一七)四月に寫したとい 0 開 創 鑛山を請負うた次第を述べた口上書の中に、 0 時 代は明確 代官平岡彦兵衞よりの諮問に K は 知り難 ふ覺書には、や

へ不明 い。 正德二年(四曆 「師相知



住友の吉岡銅山第一次經營

瞭な記載法で ある が 慶長 元和頃以前のことを記して、 四百餘年前より稼行されたと傳へ 銅山

草 |創之始 曆 數聢 と相知不 申」とあ

え、 ところが 可 鑛 Щ は大同二年(○七年)の 開發にかゝるとい 銅山名義及び三ツ ふ説があり、 道具建置由來書や文化元年 この説は「備中誌」 等に見

之中州名所」等に、 (〇四年) 十一月の吉岡銅山/西曆一八) 十一月の吉岡銅山 また大塚氏文書の寛政三年(西暦一七)十月の吉岡 「夫木集」に收めた大江匡房の備中白銀山を詠じた和歌を、 「相續次第書上にも採り入れられてゐる。 さらに土肥經平の選した 吹屋 の銀 Ш で

ると考へてゐるが、

前記

の大塚文書文化元年十一

月のものに

は、

吉岡銅山は往古銀山であつたと

あ

い

S

同

樣

の説を併記

して

ある。 。

大同 年 間 開 發 ٤ 傳 る 鑛山 は諸 國にあつて、 これ は江戸 時代諸 鑛山 を渡り歩い た鑛夫に より傳

られ た傳承とも見ら れて、 歷史事實 と認め V;4 る わけ K は 1 カン **12** また 吹屋銅 Ш が 往古 銀 Щ で あ

たといふ説も、

さして根據あるものでな

ところで、 以上の説とは別途に、 吉岡 の産 銅が古く平安時代に溯り得るのでない カン とい ふ可能

性もあるのである。 つたが、 天長・承和頃より減少する狀態であつたので、 平安時代の初期に鑄錢料に充當された銅 政府は銅山の新たな開發に努力した。 鉛 の主産 地は長門 周 防 兩

貞

觀十二年(古〇年)二月に備中・備後兩國に命じて鑄錢料銅を採進せしめたのもその現れであつた。⑤

述され 長門 備 國 穀 或 當 は 和 時 をもつて採銅 は他の指定を受けた國 中 銅 四年(アハ、年)六月の太政官符に見える備 へ送付し、 國 數 は ٤ 額 銅 T 銅 0 を 實 を同じく 八百斤となつてをり、 り、 鉛 檢を受けず、 は 國でこれを調査し 料に充當した。 採 そこで太政官の 銅 L 所と稱した官營の 鉛 は千四 早く經費を支給 の租調庸等の租税をもつて供與された。 裁斷 百斤 長門 た上で、 そして役夫の經費を國に請求する際に を上申 とある。 或 鑛業所で採掘 は 世 中 産銅高に相應する經費を支給し 銅 i よと請 國 千 た 解 0 K 五. で 百 求 ょ ある。⑥ 精鍊 + ると、 L 六六斤 したが、 或 備中 餘 ٤ 使 延喜式」 鉛 0 0 採銅 千 その 間 備中國採銅 五百 で 爭 は、 K 經費は採 使 ,論を起 + たのである。 よると、 (採銅 六斤 先づ産銅 所 餘 l 所長 の場 銅 所 每 てゐるこ 年の 官 高 豊 合 0 を注 L 所 は 前 弓 採 カン 同 在 國 ٤ 削 る 記 L は 没 た國 が K して 銅 額 秋 0

仁

佐

陳

は

は

租

らば、 來ない。 る。 町 時代に これ カン 同 らの しこ 國 備中 K れ等 產 は 銅は - は但馬 江戸時代稼行された銅山には吉岡 o) 中 備 -で吉岡: 中の何れ 美作 は天和元年 • の鑛山からであらうか。 備 前諸國とともに銅を出したことは確實な記錄に見える。 (八一年)泉屋が稼行に着手したときに、 以外に も北方 それは 勿論 小 泉 確 かにど • 坂本その他 の鑛 幾百 Щ 數箇 とは 年 - 稼行さ 斷 所 を 定 L 出 數 カン

住

友の吉岡銅山

第一

次經營

あ n た 0 たこと 古 T は 銅 信 Ш \$ 憑す Z 事 傳 實 る で K あ 足 そ b れ る る を カン 事 5 示 實 すや 平 \$ 5 安 知 時 6 な 代 舊 n 以 る 坑 來 0 0 狀 0 で 備 あ 態 る。 中 で あ 0 產 同 9 た 銅 時 地 L K ٤ 江 戸 また L T 時 吉岡 代 少くとも を を 通 考 U 7 江 ^ る 備 戶 中 初 0 第 期 は、 0 或 經 0 營 は 銅 等 眞 Ш 心 相 で

< て は 本 不 明 銅 で Ш ある。 0 經 営に 天和 就 以 V 後幕· 7 は、 末 K 正 至る 保以 間 後延寶に に、 そ 一至る間 0 初 0 住 K 友家 も注目すべ の 二 П きものがあ K 亙 る 稼 行 る やう 後 0 だ 大 が 塚 家 詳 0

K

近

\$

0

カン

٤

思

は

n

る

貌 抽 五. は + 象 口 年 的 III 未 0 稼 だ
曾 史 で 代 官 話 甚 行 及び だ T 明 K 粗 K 紹介 京都 5 笨 P な記 カン B 銀座 K そ 2 0 載 あ n 性 る 0 が 經營等 た 質 #\$\T あ ح E る 一深く ٤ 住 0 外 友 は は な 討 は 家 主 究する 0 カン な 經営に 之に 9 \$ た。 0 依 K で 至つ 仍て 遑 據 あ 15 L る。 7 ک < た は、 7 大塚 住 K そ 友 部 は 物 家 新 0 0 0 た 簡 語 家 稼 K 單 史 住 は \neg 行 な 筆 垂 友 K \$ 裕 就 家 觸 ٤ 所 ょ 明 VI が り、 T 鑑 藏 あ は 0 る 永 吉 K 0 Ш み 别 極 出 で 子 3 卯 銅 開 Ш T 郞 斷 そ K 坑 關 片 氏 0 全 百 的 0 す

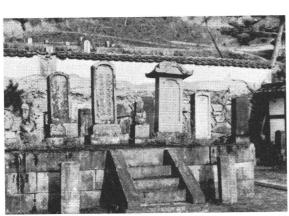
究し、 る 備豫 中州 切 御 傍ら大塚家所蔵 資 山覺」・ 料 備 備 中 中 の資料を探り、 銅 JİI Щ 上 公用 郡 吹屋 帳 • 村 その經 御 備豫中州 Ш 御 用 控 運上 營の實際を詳密具體的 控 帳 備 中 銅 た Щ カン 控 5 0 K Щ 豫備 州中銅銅 論 (諸 述して、 ЩЩ 國 元 禄 銅 四 Ш 本 未 記 經 年 營 等 6 の實 を 諸 精 願 態 査 扣 考

註

- ① 「長備中銅山公用帳」辰十月 泉屋吉左衞門口上書
- 請負人覺。 慶長年中よ天明八申年迄、備中國川上郡吹屋村吉岡御銅山
- てゐる。いづれにしても吹屋となすべき證據はない。て玉島の十町ほど東にあり、當時も白銀山といふ所となしる「歌枕備中民談」には、神職の高谷といふ人の説を引いる「歌枕備中民談」には、神職の高谷といふ人の説を引い

住友の吉岡銅山第一次經營

4



所 墓 氏 塚 大

「三代實錄」貞觀十二年二月廿五日丁未の條

6 (5) 「類聚三代格」寬平元年十月廿一日太政官符。

7 大塚家の經營については銀座のそれとともに本叢書の續篇 K おいて觸れる筈である。 大塚家の第一次經營ともいふべ

であるが、

三月死の理右衞門宗俊であらう。 大塚理右衞門宗勝であり、 家の過去帳によると、 きものは、 享保七年より寬保二年までの稼行である。 最も古きは元祿十五壬午六月死の 前述の第一次經營者は寬保元年 大塚家の居住地の下谷の 大塚

勝のそれは最大である。これは大塚家中興の家祖となすに 同家墓地には、 ふさはしい。 宗勝・宗俊の墓碑が莊嚴に營まれ、 特に宗

8 註⑦に亙るまでの本文並に註補訂。 山界に進出したが、 ゐたのである。 先代宗勝のときその基礎は已に出來て —(小葉田

の利右衞門は恐らく大塚氏であらう。

宗俊のとき大いに鑛

のに理右衞門・利右衞門は混用自署してゐるが、

門とともに利右衞門が連署してゐる。

大塚家文書の後のも

この連署

のため拜借銀を代官へ願ひ出た五右衞門の願書に、

「たからの山」によると、 元祿十六年夏大

住友經營以前の吉岡銅山

住友家の吉岡銅山經營を究明しようとすれば、之に先立ち、少しくそれ以前の銅山 の狀況を觀

江戸の勘定奉行へ提出した吉岡銅山産銅増益意見書の記載で、 察して置く必要があらう。これに就いて先づ參考すべきは、元祿十五年(〇二年)正月住友家より これによると、 住友家の經營開始

塚理右衞門は小泉銅山を請負つてゐる。

住友家の後に、

元

歳十一年九月より吉岡を請負つたのは吹屋の庄屋五右衞門

「銅座公用留」所收の同十四年九月、

水貫普請 政右衞

年 土 K 中案內不 御 6 座 掘 一先年 申 候、 候 鍛 惣而 間 6 掘候」 練 符 數凡百 土 = T Щ と言つてゐるのは 而御 中

第

鉉筋多御

座候

=

付、

先

山之儀者、

場

所廣

ク

。む望を面方 。るあで深大が側

り、

其

0

外

K

\$

尙

坑

口

全

0

み

語

り

傳

る

餘

る

間

符即

5

鑛

坑

から

掘

開

韋

K

掘

り荒され

旣

K

0

頃

は

長

期

K

亙

る

採

鑛

0

爲

8

深大るへ傳と地祥發山銅りよ 向のそ。山金黄は陵丘前手左

されて 次のやうに申述べてゐるのである。 P 百 Щ く埋没して間符名 箇 は のもある狀態であつたらしく 此御銅 所 廣 居 に 範

ヶ所餘在之、 ▽様子知れ 座候故、 鉉筋土之底を通 叉、往古相 カン たく、 御 Ш 稼候 = 愐 間 御 Щ 符口 巫 面 候 12 鉉 者悉 筋 顯 ク 潰 れ 不 れ、 申 = 間 付 符之名計 此 御 Ш 語 [之儀、 傳候

指すものと思は れ る。 慶 長 五. 年 (西曆年 六 に小堀新介正次が 少くとも 近世 松山 初 期 幕 城に入り 府 直 轄 御代官所として備中 領 となつて以來のことを -の幕

住友の吉岡銅山第一次經營

より松山 領を支配し、 同年七月 正 次 の子 Ш 政 崎 が 家 治が ح れ を繼 困 幡 0 1 若櫻 だと より 1, は 成 れるが、 羽 へ移封 元和三年 せられ、 (西曆一六)11 ح の時、 月 吹屋 池 は 田 長 Ш 幸が 崎 領 鳥 ٤

料によつて、 なつたが、 寛永十九年幕領となつたらし その概要を窺ふことが出來る。② 1, 0 ح 寬 れを表示すれ 永以 後の經營に就 ば次 0 1, 通 T は、 りに なるが 住友家並 尚 K 大塚 大塚家文書 家 0 資

つたやうである。

家治は寛永十五年

- (西曆一六)

K

肥前

の天草

轉じ、

吹屋は

一時

は松

Ш

0

預

ŋ

地

کے

取

ts

慶長年中台 銅吹初と記 ī た \$ 備中 0 に、 - 矢掛村 正保 以 前 の經營者として

0

笠 岡 小

|||

氏

松 Щ

柳 井 新 左 衞 門

右 衞 門

掛

村

郞 武谷千

成 羽 備

中

松

Щ

木

祐

Ŧi.

石

州

屋

庄

右

衞

門

達作

左

衞

門

を擧げてゐる。 大 坂 屋 慶 順

經 營 期

間

至正保四年 月 + 八日 (慶安元年)

> 郊 營 者

天野屋新左衞

Ŀ

運

出

I銅千貫

目

=

付五拾貫目

Ŧi. 年 (三年)

六、 七、 五. 四 三 (西曆一六) じく本拾枚は濱田屋の手代廣嶋七 た (至同 七年)自延寶六年 至寬文五年自萬治元年 至承應元年自慶安元年 至自 (至延寶元年九月自寬文十年九月 (至同 四年九月)自延寶二年九月 カン 5 同曆 元年(四日 0 0 Ш 吹屋 (五年) 明 本表は住友家の資料を主體として作製し、 る。 K 曆 月月 (元年) 村檢 元年より寛文五年に よると、 地 帳では、 吉岡 の主 至る間 郎左衞(右个) 延寶二年に (三度ニ八年切) 五年 三年 三年 三年 要間 の運上は住友家の 門 符 0 . 同村内の字千本及び大龜間 同 __ 括弧()内は大塚家の資料によつて補ひ、 9 八 郞 K 壹 ヶ 銀^年 資料には壹箇年に銀貳百五拾枚又者三百三拾枚宛と見えてゐ (三ヶ年四千百五拾枚)銀千三百八拾三枚餘壹ヶ年 (三ヶ年分) (三ヶ年分) ・ 銀三百六拾枚 右 なつてゐる上六枚は スケ年分 銀千七百枚 衙門 から 三百枚 取 明 け た کے 一歩で、 天野 傳 二戶 江 戶 田山尾大 大坂 堺 岡 天野屋八右衞(大坂) 千山 ^ 屋が 納 濱平 T 又相違點を示した。 畠 屋 見 田野 中本張坂 田 る 地二 開 屋屋 次 屋 市權屋屋 る。 坑 瀨 屋清左 右 源 一町八反 郎右新喜 L 兵 衞 兵 兵衞 兵衞 兵 延 門 月月 衞 寶 衞 衞門八衞 衞門 ま 五畝 た Ŧi.

同

住友の吉岡銅山第

次經營

二十七步が荒地 住友の吉岡銅山第一次經營 に編入されてゐるが、 これ は開坑や小屋建設等のためであらう。@

れ、 待されてゐた爲めであらう。 は れ以上にも増加されたのである。 も及んだ。 右に見るやうに、 この その運上は次第に増加し、 Ш これは當時競爭者が現はれた爲めであるが、 が相當の老山であつたに拘らず、 寬永二十年以來諸 併 殊に寛文十年(七〇年)に於いては一 し實情は必ずしも常に期待に 延寶以後も運上が增額 方の 鑛 所謂西 Ш 師 K 國第一 よつて三年乃至八年間づゝ 其の後も同様 0 の傾向をとつて請負は は副 銅山と目され はなかつたらし 躍從來の最高 の情況であつた て、 相當額 斷續 い。 れたとい 額の の産 ے の 匹 的 倍以 か、 れ K 一經營さ 銅を K ふこと 就 尚そ 上 期 K

て天 和四 年 (四年)正月附の 住 友家 0 再 稼行 願 書 K は

御山 水わき出 掘 中間 符 カン 者 中 きニ 岑 障 6 申 Ш 底に 候。 先年 此 水取 より只 捨 申 造用 今二 至り段 銀大分入申候故 ζ 掘 込申候二付、 先山 師 共も過分損仕 井之ことくニ罷成

後略

右御山之儀者西國壹番之銅山御重寶所二而 御座候處ニ、 水貫壹ヶ所も無御座候。 唯

とて、 通ニ 先づ湧水による經營難を指摘し、 御 座候得者、 水た」ゑ カン せき難成候間 次には又旣述の如き運上增加 末~中 一絶可仕と奉存候。 の狀況を記して 後略

(前略)其後段~ 御 運上増ニ 奉 願、 延寶七未年迄御請負申者共、 所~ 方々之者迄大分損掛

申 · 候。 如 此 先年 御 (請負仕) 候 者 共 者、 凡三ケ 年限、 其 內 半 · 途 二 仕廻 申 者 \$ 御 座

کے 運上多! 額 K よる經 營 四難を述 べ、、、、 引續き更に

第 Ш カン 世 き 圓 一不存白. 人 或者手前 不 如意成族 \$ 御座 候 顺 仕 屆 ケ不申候。 (後略

る。

と鑛

Ш

經

営に

. 對

する無經

驗或

は資

金

0

貧弱による失敗

者

の

あ

9

た

ことを

\$

擧示してゐるのであ

これ によつて觀ると、 吉岡銅山 の經營は容易なことではなく、 代々の鑛山 師 も常に順 調であつ

に たわけでないらしい。 數回 の 中 一絶があることなども、 前後七代の 經營者の內四代迄が三年といふ短期經 また這般の消息を物語るものであらう。 營であつたり、 而してこの困 難 各代 の後を の間

承けて 起つた のが 住友である。

註

1 山元祿四未年ゟ諸願扣 備中御銅山覺。

2 代官所よりの 照會に對 正徳二年十月住友家より回答し

和四年正月 た答申書 0 備中銅山公用帳」·「備中銅山控」 住友家の 再稼行願書(「備 中川上郡 收錄) 及び天 吹屋村御山

住

友の吉岡銅山第

次經營

並に大塚家所藏の天明八年四月附吉岡銅山請負人覺及び文 を姑くかく稱することゝする •「備中銅山控」收錄)

書

田

控上

裏表紙に備中川上郡吹屋村御山用と記した逸題

化元年十

月附吉岡銅山相續次第書上。

始めて吹立てたやうに記してゐるが、この書上は前述したには、銅山となつた四百年餘以前に、銅屋庄右衞門が銅を② 大塚家所藏の文化元子年十一月の吉岡銅山相續之次第書上

石塔とよんだとあり、兼久は戦國末期の武將であるから、 ・また寛政三年十月の吉岡銅山名義及び三ツ道具建置の ・また寛政三年十月の吉岡銅山名義及び三ツ道具建置の ・また寛政三年十月の吉岡銅山名義及び三ツ道具建置の ・また寛政三年十月の吉岡銅山名義及び三ツ道具建置の ・また寛政三年十月の吉岡銅山名義及び三ツ道具建置の ・また寛政三年十月の吉岡銅山名義及び三ツ道具建置の

4

訂

由」と見えるから元文の頃にも石塔銅山の稱が殘つてゐた住友家の「諸國銅山見分扣」に「同國石塔銅山鏈筋之末ノる。なほ、吉岡銅山と同鑛脈に屬する坂本村銅山に就き、石塔銅山の名稱を戦國以前に溯つて考へるのは 矛盾 で ホ

候』と言つてゐるのは」以降本文補訂。—(小葉田)—

ことが知られる。―(小葉田)― 尚、「こゝに『先年ゟ掘

成羽町吹屋公民館所藏「延寶五丁巳年備中國河上郡吹屋村

檢地帳」。(『たからの山」によると云々以降本文並に註補

三 第一次經營清手

當主は友信であつた。その時の願書以下一件資料は不幸にも今日傳はら ないが、 より更に多額の運上を以つて之に當らんとした住友家には、果して如何なる目算があつたであら 住友家が吉岡 ふのであつて、翌天和元年正月より採掘にかゝつた。代々の經營難の後を承け、しかも從來 運上は一箇年銀千七百拾枚(七十三貫五百三十匁)、年季は從來の例に從ひ取敢へず三年 銅山に着目して、始めてその經營を願ひ出たのは、 延寶八年(四暦一六)のことで、 ぬため、 詳細 は 明らかで

うか。 これに就いて參考になるのは、 後の天和四年正月の再稼行願書に、② 前記のやうに無經驗者

或は小資本家の失敗を擧げた後

乍憚私義者諸國ニ 而 Ш かせき能たんれん仕り、大分仕入銀仕置、 手廣クかせき仕候故

御山無恙唯今迄相勤

申

候

て從來 2 申立 0 て」ゐることで、 鑛山 師 から 惱 んだ困難を克服して、 これで見ると、 住友家 大きな成果を收めんとしたものであつたことが は經驗と資力とに充分の自信を持 ち これ 知られ K よっ

る。

住 友家 の鑛山經營に關しては、 部に吉岡銅山 の稼行を以つてその嚆矢とするかのやうに

5 カン れるし、更に子友芳時代の元祿六年(西曆一六)五月の稼行繼續願書には④ れてゐるが、③ 右の申立てによれば、 さうではなくて、 旣に相當 の經驗を積んでゐたことが

私數代御料私領數ヶ所銅山仕來り申鍛鍊を以 云云云

る。 などゝも揚言してゐる程であるから、 則 ち寬文頃以後陸奥に お いて、 十和田 その鑛山經營は甚だ早かつたとせなければならない 鉛 Ш 立石 年鳥(下半) の二 銅 Ш 出 羽 K お 1, て幸生 ので あ

槇澤 板木澤 加 久 知 七拾枚の諸銅山を經營し、 その他にもなほ稼行したと推測される諸 \$

友の吉岡銅山第一次經營

住

くないのである。

け となどからも大様推察せられるが、(☆ニ年一)の友以逝去後幾何もなく、 受けて幕府の長崎に於ける足尾銅直接交易の賣上代金約 較を絕し、 の全國貿易高 くてその 當り三百 延寶三年住友以下當時の銅貿易商仲間が、 少くない すること」なつたが、 八千六百六十六 た際、 又その資力は、 此等によつても住友の銅業界に於ける地位、 仲間 銅 兩乃至七百八十兩分であるに對し、 實に全高 は、 の代表者六軒がその代金の引當として差出した五千兩分の家質中、 0 中、 貫餘 主要 友信 ts の三分の一 住友は他の ٤ の父友以の頃大阪で肩を並べる富家もなかつたとさへ傳へられ、⑥ この場合も住友の差出した家質は八千八百兩で、 銅貿易商 い ふ全額の三分の一 餘百十二萬斤にも及んでゐたからである。 ® 如き多きも四十萬斤、 + 軒で、 友信の代で本銅山請負に近い頃の具體的な一例を擧げると、 分家したばかりの末子平兵衞友貞が十人兩替に指定されたこ 從來の 幕府より輸出用として足尾 以上も得た 住友は一軒で二千二百七十兩分を負擔して 輸出 從つてその資力が如實に窺ひ得られるであら 少きは四、 ので の實績に應じて配分した結果、 萬兩の爲替方を、 ある。 これ 五萬斤などゝ はその實績が從來三百萬斤 の銅五萬貫目の拂下げを受 大坂屋の四倍に及んでゐ 又同 大坂屋と二軒で擔當 五年 V 他の S のとはい 以來は幕 住 五. 居り、 軒は 友 寬文二年 凡そ比 は 命 萬 か 軒

盡され $\wp_{\widehat{\mathbb{Q}}}$ 得て、 切 有之由 爲 0 K + 0 餘 た b めで、 が 從 よ Ŧi. 山でも農民 も後のことで カン 年 くて、 採 來 L 0 て 掘 0 T T 先年 (西曆一 水 p 費即 採 が 别 あ た で K 經 住友としては實は當初より豫定した計畫であつたと思は 容 て天 住 營 掘 6 0 Ė ٤ 坑 友家は吉 易 は 出 申 ち あ 0 あるが、 疏 和 な 來 傳 0 を 間 らう。 地 數 切 產 水 三年 15 候 5 古 銅 K 坑 表 百 カン 道の 5 岡 部 年 間 悶着を惹起するもので、 9 增 (西曆一六)三 銅 た それは恐らく鑛毒問 そ K کے 符 0 盆意見書に、 良 L 事 掘鑿を開 Ш れ 亙 = 而 K 鑛 る た 實 0 御 經 採 を示 も拘らず、 は 0 座 營 月 \$ 掘 は、 候。 i 始 ょ K とより、 K 當つ 7 ŋ \$ したので ある 拘 と言 是 は、 9 7 らず、 は 住友が從來より更に多額 /\ 農民 題 は、 舊坑 0 つて 田 である。 で 現に 御 其の他で、 地 あ る 山末 多額 も手 0 = 反對 て、 箇 る。 障 この吉 この 0 所 申 0 々 を避け 有望な 仕 資金を投入して、 屆 な 0 由 續 疏 疏 ほ 岡 < = 吹屋村農民との交渉 限 而 銅 水 水 け 山 坑 坑 た 白 間 n で れる。 長 御 2 0 道 た 符 道の着工は、 の運上は 百食 で P た 適 \$ Ш 8 當當 ある 8 か ts K 對 鑛 とて吹屋 な \$ 衆 白 カン 數 知 L K Ш 長 水 納入を以つて、 ところは、 9 拘 稼 Ш は 箇 た n 元 吉岡 致 K 何 などに手 所 祿 5 ٤ 2 ず、 時 村 就 三 世 1, 0 の 農 間 不 い S 入 世 Щ 民 殆 體 農民 申 T 符 0 四 K 年 は 間 以 を 2 で 吉 候。 0 採 之が \$ 諒 ど あ K 取 來 出 0 掘 寸 解 掘 反 9 る 銅 何 銅 元 經 法 禄 處 た 年 を n かる Ш 對 者

Ŧ.

住

友の吉岡銅山第一次經營

營に 乗り出した のは そこに當然何等 カン の新企劃によつて期待したところがなければならない。

疏水坑道による完全な干水との二者の外

は

15

1,

ので

それには舊坑に對する更に有効な排水と、

あつて、若し後者が實現されるならば、 相當永續的に未顯の富鑛を採掘し得ること」なる。

る。 と資力とを自負した程の住友は、必ずやこの兩者を考慮して、遠大の計畫を立てゝゐたと思 されば請負年季三年の如きは、 もとより唯取敢へず從來の例に從つたまでに過ぎない のので n

くなかつたらしい 併しながら、 實際に當つて見ると、 上に、 疏水坑道の工 事は非常な岩石の層 豫想は裏切られた。 K 舊坑の採鑛が湧水の爲めに 遭遇 ĩ, 相當 0 費用 をか 左程思 けたけ 'n は L

ある。

進ん P だので 進捗 は は、 カン ば か 將 來は次第 しくな カン K 0 經費が た カン ら、 カン さみ、 七月以降はこれを中止して仕舞つた。 高額運上と相俟つて、 收支相償 は 從つて現 な 1, やうになると 狀 0 まし で

豫測 いされ、 爲めに 見込薄として、 同年末には一 應年季通り銅山を返上するに至つたのである。 [®]

註

備中

JII

上郡

Œ 月附再稼行願書。 尚 「垂裕明鑑」及び「別子開坑二百五

吹屋村御山用控」・「備中銅山控 0 天和四 手したと記してゐるのは誤りであり、 十年史話」 に天和元年二月 (史話の元和は誤植) 更に史話には出願

延寶八年二月と明記してゐるが、この二月は右の天和元年

い

のである。

(尤も同文書には「又元祿貳巳年ョリ酉年迄

二月の二月が竄入したものと思はれる。 因に永山卯三郎氏

るが、これは史料の誤讀によるものである。 の「早川代官」には住友の稼行を天和三年以來と解してゐ 同書に收錄さ

れてゐる吹屋の大塚家の文書の文化元年十一月附吉岡銅山

相續次第書上には

天和元年酉年ョリ亥年迄、 南部 (都の誤讀か誤植で

但銀元差支御代官都築長左衞門樣御支配之節御山差 ある)松木兵助御請負仕候

同年ョリ貞享元子年迄大坂和泉屋吉左衞門御請負申 上御運上銀五千三百枚差上申候。

上申候

るやうにも解されようが、松木兵助は資金難の關係で、請 とあつて、 和泉屋の「同年ヨリ」の同年は或は亥年を受け

ら見ても、 ふ文書には、 負通り稼行したのではなく、早く中止して仕舞つたのであ それに又同家の天明八年四月の吉岡銅山請負人覺とい この同年は天和元年のことゝしなければならな 和泉屋は十八年間稼行したと言つてゐるのか

住友の吉岡銅山第一次經營

が十八年のやうに記してゐるが、 五ヶ年切以上十八年」と言ひ、 酉年即ち元祿六年迄の合計 別のところには元禄十一

年迄稼行したことを言つてゐて、誤脱であることが知られ

る。

而して同書には又

請替仕候樣泉屋吉左衞門御運上銀五千三百枚云云 は誤り)長左衞門様御支配之節御山御取上被遊候。 銀元無」之埓明不」申候二付、 御代官都築 (勢とある

天和元年酉年ョリ同亥年迄奈良 松木 兵助 御請負仕候得

共、

らしく、意味不通の嫌ひがないではない と言つてゐて、その文には終りのところに多少誤脫がある が、此等による

と、住友は延寶八年に稼行を願ひ出たが、入札か何かの關

ること」なつたので、それも松木兵助は實際に稼行するに で稼行頓挫の爲め、 係で奈良の松木兵助が稼行すること」なり、それが資金難 請負變更となり、住友が改めて稼行す

らうことは、右の請負人覺の三箇年間の運上額銀五千三百 至らず、住友が天和元年の初めから稼行したものであつた

七

枚が住友の史料に見える一箇年千七百拾枚の三倍以上に當

つてゐることから知られるであらう。

- 2 同右。
- 3 「住友物語」・「別子開坑二百五十年史話」。 但し二書の憑

8

「銅異國賣覺帳」。「別子開坑二百五十年史話」に特定銅商

據となつた「垂裕明鑑」は必ずしもそのやうには言つてゐ

ない。

- 4 備中川上郡吹屋村御山用控·備中銅山控。

(5)

第拾壹輯

「別子稼行以前の住友鑛業」参照

6

傳書」に友以に註して、「銅職日繁榮、家名聞!!諸國!。家人 (友芳)五十回忌追福記。 尚住友の一分家(理助家)の「先祖

「年々諸用留八番」の明和五年十二月二十五日の條、

良山

9

年々帳無番。

を得てゐる。

もの仲間が連署して居り、

滿11數百1京大阪抱11家屋鋪數多。或時大佛殿足場材木買得。 嵯峨釋迦堂再建。 以11残木1京木屋町別莊建云云」とあるの

もまたこゝに參考すべきであらう。

7 理助家の友良の「先祖傳書」に平兵衞友貞に就いて「寬文二 行石丸定次による大阪十人兩替の指定は寬文初年で、 大名之用達」」とある。 寅年父良入死、 同年今橋二丁目分家(中略)爲11金銀兩替諸 而して「大阪市史」によれば、 中に 町奉

らう。

住友家の年限内の運上は

と」してゐる。 和泉屋平兵衞の名が見え、 鴻池年表にこれを寛文三年のこ

六人は家質を差出した代表者で、拂下げ願書には二十五名 六人で拂下げを受けたやうに記してゐるのは誤りである。 又事實十一人が拂下げ銅の割當

(10) (11) 控」:「備中銅山控」所收)。 天和四年正月附再稼行願書 (「備中川上郡吹屋村 御山 用

12 運上銀千七百十枚は七十三貫五百三十匁で、之を後の例に より銅百貫目の價格銀五百五十匁として銅に換算すると

い れが如何に高額で收支相償は 十三萬斤餘の出銅がなければならぬこと」なり、從つてそ る。然るに運上銅は出銅高の大體十分の一程度のものが多 一萬三千三百六十九貫餘即ち八萬三千五百五十六斤餘とな から、この八萬三千五百五十六斤の運上に對しては、八 尚大塚家の 資料によれば、 なか つたかど知られるであ

よりも稍多

四 大疏水坑道の掘

0 計 得 利 が 引續き直ちに思ひ直した。即ちこの山には旣になにがしかの資金を投じたことではあるし、 舞 言つても西國第一といはれた銅山である。 愼 畫を立直 るところであつて、このまゝで 益を收め得ること必定である。 存在することは確實であらう。 ふやうでは、 併しこの短期經營に於ける一時的蹉跌により、 重 な 熟 į 議 の結果であらうが、 經驗と資力とを自負した住友の面目は何處にもないことになる。 大疏水坑道掘鑿の工事を起すことに決 これ これによつてまた住友が當時の鑛業家中に異色ある存在であつ は 從つて疏水坑道さへ完成すれば、 折 角 は住友の 0 寶 數百年來採掘の老山とは言へ、坑底には尚莫大な富 Щ も遂に廢山となる外は 如き經驗と資力とを併せ有つ者に こゝでこのまゝ挫折して、 した。 これ 新山 は俊英な當主友信以 ない。 同様になし得て、 こゝに於いて改 忽ち初志を飜 果然住友家では して始めて 下 相當 して仕 主 何と 腦 企 7 0

住友の吉岡銅山第一次經營

た

と言ふことが

出來る。

あ よからうとこれを抑制したから、 る。 ところが、 元祿元年(丙暦一六)十月の稼行繼續願書にこの間の消息を次のやうに述べてゐる。 これに對しては當局 の方が危懼逡巡したらしい。 取敢へず五年といふことに して、 先づ以つて年季は五箇年とするが 改 めて願書を提出 したので

間符共愈深

備中國川上郡吹屋村銅山之儀、先年御請仕稼申候處、 數百年相續之御山故、

多奉存候ニ付、 十ヶ年切ニ御請仕大水拔仕度之旨、服部六左衞門様御代官所之節奉願候

鋪

ニ罷成、

水甚出御山稼不罷成、旣及斷絕候。

然共西國一番之結構成御山捨り可申段殘

り、 得者、 只今迄二大通り百四拾間 先五ヶ年切ニ仕候様ニと被仰付、 小切風廻六拾間 天和四子年ゟ當辰極月迄之御定ニ而大水拔切掛 程 掘明 中候

而して、 この時の疏水坑道 大水貫積り 掘 鑿計 畫は次のやうなものであつた。

谷ゟ銅出申間符迄

此間際百八拾間

此外二間符合間符迄或者三拾間 又者五拾間水貫數ヶ所御座候

此入用金凡三千五百 兩

ح 0 計 畫 は當時としては容易ならぬもので、 餘程 の覺悟を要したことであらう。

今度の請負に就い 7 は、 貞享元年(四年一)子八月請負人泉屋彦兵衞、 請人泉屋吉左衞門(友信)、

住友の吉岡銅山第一次經營

同 吉右衞門(友芳) 0 名 義 で、 代官服部 六左衞門宛に 次の主 な箇條を含む一 札を納 れ T 請 負契

行

つたのである。

友の吉岡

銅山

第一

次經

運上は掘出

L

た銅千貫目に付、

銅

百貫目とし、

その代銀五百三十匁宛の計算で、

每月上

水貫 普 請 0 目的で五 箇年の季限で許可されること。

御番所御入用米百九石二斗の分を、 納 する。 年 々の三分一直段(てゐて、銀納分の米相場である。)を 以つ

損 T 修覆 代銀で上納 \$ 負擔する。 また御る 番所小屋 は代官所より 0 差圖を受け、 泉屋 より建設 そ の 破

さて 今 度の 經 營 E お 1, T は、 疏 水坑 工事を第一 とするが この 工事 の進捗するに つれ T 採鑛

場所 L 可 能性 た 銅千 は、 b 出 貫目に付 傍ら採掘することゝ T 來る 運上銅 L ま 百 た 貫目 前 回 とい K これ 普請, ふ場合、 らの を仕掛けて 產 銅 この千 K 應じて 置 費目 い た 運上を納 は 間 符で、 實 は Ш 師 小 入しようと 取分即 額 0 費用 ち住 1, を 友 以 S 5 の取分を 0 で 7 あ 採 る。 掘 V L 得 S 掘

運上を産銅高を基準として歩合制によるとい ふことは、 前回に住友でもそれまでの例に從つて で

あつて、

從つて産銅高

K

對しては

運上高は十一分の一

となる勘

定で

ある。

の

出

る

0

法 公納 Ш な 金銀 慶安以來、 金銀 T T 異 は 經營する 運 出鏈 が 運 直接管理 て、 師 0 なるも Ě 分一 分 5 Щ 上 「高を他の業者とせる形式の下に一箇年の額を豫め請切つたのとは、 Щ を山 豫 直 で で ٤ 承 高 を一 は の歩合であつたやうである。 とい のが 8 で Щ を 運上 あ 重要なも 一箇年の運上銀高を豫め契約して請負つたと 師 豫 次第に多く 0 と 十 る。 ある。 仕 分と公納分とに一定の率で分配する仕法であるが、 3 ふのでなく 法 契 を契約 鑛 を ٤ 約 L Ш 元來、 加 0 關 Vi カン L 味する は殆 することは、 Š も實 採用され、 係 ___ 具合 切 の運 (このやうな直 鑛山 は 0 んど直 に定め やう 產 鑛 上 諸 銅 Щ の仕法に É 高 Ш 銅 役をぢ 稼 たこと 法を採 業者の見込の上に立つてをり、 そ な 山で 行 の 9 L を た。 かし銅 は普 \$ 業 直 營 か は 0 用 者 K は Ш ょ 即 L 通 K 取立 近 と講 荷 ŋ た に 世前 5 山では早くより請山 請 分法 から 直 行 てる仕 運 負 Ш 接に 上 は は 期 の別がある。 銅 K 0 n す 0 い 趣 歩合を計 基 Щ た Щ 組 は でも 意に 5 と思は 準 で 0 殆 のは、 んど を あ Ш 銅鑛業 る。 產 で よく合致する 算する 存 銅 銅 れ あ 直 Ď, 殊に業者 高 請 が多く採用され Ш る とこ 在 Ш K 0 Щ で \$ L ٤ とい 一發展に [の典型: は一 ろで その趣意に 置くことは、 0 な い 請 い K Š Ш 般に 間 Š 荷 直 0 0 は より 分法 奉行 で つれて 的な形式である。 は Ш __ 運上 あ 幕 山 定 0 おお た。 は る。 師 から 運 0 府 代官 や藩 荷 請 ある。 年 分十に 上 分法 多きをせ 公納 Щ 吉岡 法 李 て大い 請 で を Ш として、 K が でも 分と K 0 ょ 直 仕 接 K お n

K

0

友の吉岡銅山第一

らすとい ふ仕 組 は それだけ 經營の危險を伴ふ。 從つて請負年季の長期化は、 むしろ 投機性を

8 K

は

直

Ш

法

0

よ高 8 る可 能性が あ つて 期待出 來 難 VI のである。 それ故に經營の合理化のた

仕法

を加

味した運上歩合制が望ましい

ものと考へられた。

ふの する番所が必要となるのである。そしてその諸入用が請負人の負擔とされたのである。③ 合制 は床屋入口、 の採用に伴つて、 銅荷物運送道筋、 當局が採鑛 他領境拔道に各一箇所づゝ設けられたもので、役人は各番所 ・産銅狀態を實檢監督するため、 下役人の派遣とその駐在 番所と

每に上番一人下番三人づゝ、

總計十二人居り、

之に對する給米は上番一人に付拾石と三人扶持

で、 下 八月のことである。 番 請負願 一人に 付七石で、 人名義は泉屋彦兵衞とな そしてこ 之を合計すると百九石二斗となるのである。 0 請書 つて居 K は友信 D, 10 と嗣子友芳とが V, よい よ願出 請人として名を列ねてる 通り認可 この されて請書を差出 願書を提出した る ので のが した ある 正 の

は

月

裁決に p; (11) か 難色のあつたためであらう。 やうに 認可が遅延したのは、 當初願 この吉岡 ひ出た年季十年を五年に縮 未曾有の大計 畫に對し、 めて願書を提出 當局でも 相當 問 平 題として、 L めて

時 きながら、 の代官服部六左衞門一箇の配慮に出たものであつたかも知れない。 其の後愈、認可の段になつて甚しく手間取つたのは、 この年季縮少のことは、 次いで九月下旬服部代官が 或は

當

檢見に來山して、 漸く入山の運びとなつたが、この時住友家では、 今後の稼行の實際に就いて、

更に 願 ひ出るところがあつた。⑫ その中の主要なものを擧げると次の通りである。

廻 シ可仕候。 大水貫之儀茶木間歩ん可仕候。 其外 五拾間三拾間之水貫之儀者、 此壹ヶ所一 日も無懈怠爲切可 此方勝手次第段 申 5 切 候。 可 申 火燈り不申 候 御 事。 節 者

る。 これで前の積り書の そして又大塚家 の資料によつて、 「谷ゟ銅出申間符」の それは中野村川筋 間符が 茶木間符であることが へ切拔いたことが知られる。⑱ 明らかにされる譯であ

大水貫成就不仕內者、 千枚·關東大根戶古壺水鋪者稼申間鋪候。 其外者勝手次第二稼仕

白長山稼申節者用水二障無之樣二可仕候御事 度候。不入壺二而 も埋申間鋪候。 并危所念入可申候御 事。

Ш 內間 歩何ヶ所ニ ても、 又者普請等諸事先年之通、 山師勝手次第稼仕候樣二 被仰

付可被

(中略

これで疏水坑道開鑿工 下 候御 事 事の傍ら相當手廣く採掘せんとしたことが知られる。

末廣間 步 6上六枚東迄やらい 仕候儀者、 喜多方領分ニ下財・ ゑふ引・水取 日用

住

友の吉岡銅山第一次經營

かな

め女等御 Ш 稼仕 候 もの數多御座候。 取分寒風之節者難儀仕候間、 やらい之儀御兔可被下

候

のは これで見ると吉岡の稼人中喜多方即ち北方在住者が相當多かつたやうであるが、この北方とい 吉岡 の北隣で、 松山領に屬し、 吉岡と一連の鑛脈を採掘してゐた北方銅山が ルあった。 ほ 5

ま

た、この矢來は吹屋・北方の領堺、つまり鑛區境を明確にするためであらう。 かくて愈、疏水坑道に着工したのは九月二十五日で、

六千九百八拾五貫目即ち四萬三千六百五十六斤餘であつたといふ。 産し得る迄には、 日以後三箇月餘 りの間に採掘した原鑛全量を精錬して得た額でないことを注意して置く必要が 日數三十五日乃至五十日を要したといふことであるから、⑱ 同年十二月晦日迄に傍ら産出し得た銅は 尤も生鏈即ち原鑛より銅を 右の 高は九月二十

Ŧi.

斤餘 る。 と 五 割餘 と報ぜられて居り、⑰ 次いで翌貞享二年正月より八月末迄の製 の増 加を示してゐる。 平均月產額 そしてこの後同年末迄の産銅は不明であるが、 は 前年の一 產銅 萬四千五百五十二斤より二萬一千九百十四 は 貳萬八千五拾貫 百目即ち十七萬五千三百十三 翌貞享三年 の正月 斤 餘

しの産銅 は十八萬五千六百九十斤餘でその月產額は約二萬六千五百斤となり更に好 調

呈した譯である。 より七月迄

々の進捗狀況は之を明らかにしないが、五年目の元祿元年十月の報告によると、當時迄に大通り 又疏水坑道の方は昨年九月以來本年末迄で四十一間を掘鑿したことが知られるだけで、爾後年

百四十間小切風廻六拾間程掘り明けたといふ。從つて貞享三年以來は九十九間で、月割約三間に⑩

以前よりは平均進度稍良好であつたとは言へ、豫想外に岩石堅く、

爲めに多額の經費を要

したのであつた。

當り、

註

1 この間の消息は天和四年正月の再稼行願書によつて知られ

るのであるが、その中でも水拔工事發願の理由として、右

ケ所も無御座候唯今之通ニ御座候得者水たムゑかせき難成 御山之儀者西國壹番之銅山御重寶所二而御座候處二水貫壹

可 仕 .候御了簡之御上被爲 仰付候者水貫仕度候 候間

末る中

. 絶可仕と奉存候併谷ゟ水貫仕候者末ゝ御山相續

大水貫積

谷ゟ銅出申間符迄

此外二間符合間符迄或者三拾間

住

友の吉

一岡銅 山第一

次經營

此間際百八拾間

又者五拾間水貫數ヶ所御座候

此入用金凡三千五百兩

仕新銅山同前ニ罷成末と大分榮可申候

右此水貫成就仕候得者間符之中井之ことくたゝゑ申水干水

と述べてゐることや、 又後の元祿元年十月の稼行繼續

願 書

にこの時の願意について

備中國川上郡吹屋村銅山之儀、

先年御請仕稼申候處、

罷成. 百年相續之御山故 間符共愈深鋪二罷成水甚出御山稼不

既及斷絕

候

然共西國

番之結構成御山捨り可申

段殘多奉存候

述べてゐることは特に注目すべきである。

2 うに、 友信が非凡の才腕家であつたことは、 友信三十三回忌追悼和歌集の紀海音の序文に、 白 9 いことからも察せられる。 に T 就いて香道の奥儀をも究めた。 顯はれ、後望月長好に從つて和歌を能くし、更に米川常 子友芳時代の住友の繁榮が彼の後見に負ふところ多 彼はまた早く若年より狂歌を以 孫入江育齋が編輯した 後にも多少觸れるや 「故住友氏

友信は難波の人傑とや」と述べてゐるなども、 彼を觀る上

に大いに注目すべきことである。 8

4 慶長年中ヨリ天明八年申迄、 行繼續願書 備 中國川上郡吹屋村吉岡銅 Ш

既記天和四年正月附再稼行願書及び後記元祿元年十月附

稼

3

請負人覺(大塚家文書)。

6 (5) 旣記天和四年正月附再稼行願 備中川上郡吹屋村御山用控

7 天和四年子正月の泉屋彦兵衞願書 吹屋村御山用控) や大塚家文書によると、 (備中銅山控・ 正保年 備中川上 -間大阪

天野屋が銅千貫目につき運上銅五十貫を上納することで請

制が行はれた事實があつて、これは運上率が低過ぎる感が 負つたといふ。 零細な銅山でも山師分十、 公納分一の歩合

尾去澤等多くの銅山が 開發 さ 奥州南部領では、 寬文頃以來、 れた 水澤・白根・狼倉 が、 領外移出

ある。

は業者側の抗議が絶えず、 番所において上納銅を徴收する方法を採つた。二割で 普通一割であつた。-(小葉田

際 槇山

9 元祿元年十二月附の一御番所役人之積り」(「備中川上郡吹 「今度の請負に就いては、」以降の數項補訂。— (小葉田)—

屋村御山用控」の中) 次の様に記してゐる。 にこの番所及び役人と入用米に就い

床屋入口二御番所

他領境拔道御番所 銅荷物通り候道筋ニ改御番所

壹ヶ所 壹ヶ所 ケ 所 但 但 但 下上番番 三壹人人

但遠見役人共々

右番人〆拾貳人

九三人 下番 但壹人ニ付七石ツ、是ハ扶持なし但壹人ニ付拾石ニ三人扶持

此給米扶持方合百九石貳斗

右御役人衆御給米并御番所入目、 服部六左衞門樣御代官之

申候通 付候共、 節銅山御運上御請仕候例ヲ以、今度御山願書ニも書付差上 是又御入用私方分出可申候。 無相違私方

が

差上

可申候。

尤右

之外

一御番

所被

仰

建置の由來に關する口上書にもこのことが見えてゐるが、 尚大塚家の寛政三年十月附の吉岡銅山名義及び三ツ道具

があるやうである。 人數に多少の相異があり、 番所役人又創始の由來にも誤解

10 大塚家文書の天明八年四月附吉岡銅山請負人覺には大阪和

泉屋吉左衞門の下に支配手代安田彦兵衞とあつてその關係

から よくわかる。

(11)

府の補助を得」と言つてゐるが、これは「垂裕明鑑」に誤

子開坑二百五十年史話」には、この水拔開鑿につき、

「備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」。

因に

貞享三年銀出入帳。

山御運上目錄

幕 別

19 18

經營の際幕府より補助金を得たことを第一次經營と混同し られたので、同書はその總説の鑛業略記のところに第二次

> て記述してゐる。 第一 一次は 飽くまで住友の自力經營であ

「備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」。

12 13

る。

大塚家文書文化元年十一月附吉岡銅山相續次第書上。

か、 吹屋の西南方にも北方(川上郡備中町)といふところがある 銅山古圖によるとこれとは別である。

14

「備中川上郡吹屋村御山用控」の貞享元年十二月附覺書

15 (吹屋村銅山御運上目錄)。

17 16 同右及び「備中銅山控」の貞享二年九月廿八日 「備中川上郡吹屋村御山用控」の貞享二年八月附吹屋村銅 附 覺

一備中川上郡吹屋村御山用控」の貞享三年正月十五 日 附 備

20 21 中川上郡吹屋村銅御山大水貫人數覺。 同右の元祿元年十月附稼行繼續願書

五 選鑛精錬と從業人

(MAR) 九月廿八日附のこれに關する覺書がある。 (四曆一六) 九月廿八日附のこれに關する覺書がある。 こゝで少しく方面を轉じ、 當時の選鑛精錬及び從業人の狀態を窺つて見よう。 これは新任の代官後藤覺右衞門が始めて吹屋 先づ貞享二年

間符ゟ掘出申候生鏈百三拾貫目

に來たとき提出したものであるが、

次にその要點を摘記しよう。

但拾貫目ニ付直段壹匁ゟ貳匁迄山師買取申候。

(中略)

此正味ゑり鏈百貫目

是を釜ニ而 燒申候。 生鏈 ゟ銅ニ仕候迄ニ日數三十五日ゟ五十日迄掛り申候。

殘而三拾貫目くたきゆり物ニ仕候故石土ニ捨り申候。

パ 不要の土石を去り、 鏈 1 はこれをクサリと讀み、鉑と同じく原鑛の事である。 セ 1 ŀ 餘りとい ふのであるから、 選鑛を得る譯であるが、 後の元祿九年(西曆一六)の「備中銅御山仕樣之覺」に見える その除却の分が百三十貫に對して三拾貫即ち二十三 この掘り出したまゝの原鑛を碎き汰つて

C

比 率 + 六 パ 1 セ ン ŀ 餘に比すると、 當時 o) 原鑛 0 步附 は 餘り良好で なかつたやうにも一應は考

られ るが、 更に 次 の記述を見ると、 必ずし も左様 K は 速斷 出 來 ない ので あ る。

ゑ り鏈 百貫 目 釜 = 而 燒申候得者、 七拾貫目 = 成 申 候。 殘而 三拾貫目程 輕 ク 成 申候。

る b ·鏈百 貫目 燒 申 候 を荒吹ニ 仕候得者

床尻 銅三 貫 目

かわ拾三貫 目

此眞吹銅八貫六拾目 但 銅六貫貳百目宛かわ拾貫目ニ付

但 八百五拾目宛 生鏈拾貫目ニ付

銅拾壹貫六拾目

壹貫百六 気り 鍵拾貫目 付

拾 目 カン 5 み = 成 捨 ŋ 申 候。

殘而 八拾八貫 九百四:

こゝに見える荒吹 は 鼓 銅 圖 錄 K 記 す ・鉑吹のことで、 その他床尻 銅 . か わ 眞 吹 か 5 及 0

同 書 K 説明されて る る。

また 右の記 述によると、 生 鏈 即 ち 原 鑛十 貫 目 カン ら銅約八百 五十目、 ゑり 鏈即 8 選鑛十 · 貫 目 カン 5

は銅 約 住 貫百 友の吉岡銅山第一次經營 六匁を得たことが知られる。

な 元 詳 禄 九年 細 な 說明 九 月 で、 大阪 これ で代官所 は當時 の標準 の役人へ 的 な採鑛 提出 した より 一備中. 精 鍊 K 銅御山仕樣之覺」 至る情況に 近 い は \$ 床 0 壹 カン 枚吹に と思 は れ 就 しい 7 か

と眞 吹床 三百 り、 n の手で床に 味鏈を碎女場より鏈持が燒竈 引 間 が 生 1貫目 吹銅 で 取 木炭 Ŧi. 鏈 剝ぎとつ を作るに つ吹である。 Ŧi. を合計 凡そ六 夜 + たる。 る。 · 荷即 運ばれる。 炭五貫目程を用ひ、 十六貫目 た鉄は 吹 用 ひる炭灰 + K ち六百貫目を碎女が粉碎 した四十三貫目を得る 貫目 似七十二 L 吹く 宛を一箇とし、 燒鑛四十荷は床一間で壹吹に八荷づ 程を使用 吹 、ものは、 貫目程で、 を作る炭灰一 分銅三十 ^ 運び、 した。 鉑大工一人で、吹子二挺に吹子差(鉑手子ともいふ)二人を要し、 日數凡そ二十一、二日程か 五貫 成羽へ出し成羽より川船を以つて倉敷へ出し、 その跡に床 目 燒鑛する。 わけであるが、 從つて生 人が付く。これが荒吹であるが、 程 し選鑛して、 を得 る。 尻 鏈六百貫目 銅 燒鑛は燒大工が之に當り竈手子が手傳 眞 から この 合計 吹大工一人、 殘り正味 銅 八 五回に分けて一晝夜で吹かれる。 ムるとい は次 正味 貫目程出來る。 鏈 0 鏈 は四十荷、 日に 手子二人、 څ 五百 燒鑛は燒 役 貫 木炭凡そ百六十貫目を費 人が 目 鈹七十 五百 ょ 炭灰 檢 り 貫目 查 Ī 出 大阪 · 貫 目 味 しとよぶ人夫 人 銅 となる。 から は 銅 は 海上 之に 眞 Ш 床 尻 吹床 師 登 正 方 木

ぼすことに

である。 貫目から眞吹銅三十五貫目、 か、 れば 三貫目から眞吹銅八貫六十匁即ち鈹十貫目に付き銅六貫二百目を得てゐるに對し、 目を産してゐるに對し、 あつたことは 二年の覺書 さてこれによると、 或はそ こゝに自ら前 の選鑛標準が の場合に比し餘程歩附が惡く、 否めない。 の選鑛 原鑛選鑛各十貫目に付いては七百十六匁餘と八百六十匁とになつて、 後者は これ 高度であつたことを示すことになり、 が 問 即ち十貫目に付き五貫目しか得てゐないことからも證 は正味銅なる床 題になる譯で、 五百貫目に付き僅かに八貫目であり、 前の 前の原 尻銅に就 原鑛 鏡は銅箔 と後の選鑛とが いて觀る時、 鑛以外の土石等の含有が い づれにしても前 前者が選鑛百貫目に 略匹敵する狀態である。 又鈹に就いては、 の鑛 後者が し得られるの 相 温当多か 石 前 付 から 者が き三 優 さす 良で 貞享 +

より 0 出 國銅 0 鏈に 正 就 山記 味 銅 V 7 の 斤高を記したも の歩 山のいかさら」に、元祿八、 附大法 の記 のと推定される。 載がある。 これ 今その大概を示すと、 は床壹枚吹つまり生鏈五十荷凡そ三千七百五十斤 九年頃の事實を記したと思はれる吉岡 銅 Ш 諸間

符

鎌電 なら (平均の意

本拾枚 元祿八年二月

住友の吉岡銅山第一次經營

二百七、 八十斤より二百四十斤まで

住

中拾枚 同元 九年五月九日まで 祿八年七月より 三百十斤より三百三十斤まで

六十斤あり

但上鉑のみ選べば四百五、

船鋪中通り元禄九年三月十三日より 二百六、七十斤より二百四十斤まで

二百三、四十斤

藤の本

同十年二月廿五日まで元祿九年十一月より 同年十月晦日まで元祿九年八月三日より 二百五、 二百八、九十斤より根戶にて二百五、六十斤

六十斤

同九年三月まで元祿八年極月より 上鉑は三百斤程

龜井山

船鋪

釜山

二百二十斤

千荷

關東立 0 八挺元禄九年二月廿四日より 三百三、四十斤

但シ立の五挽坪 取合せ 三百五十斤

元祿十年五月床屋拾物 百八十斤

床大工拾物 二百二十斤

同

鉑ずり買拾物

新古からみ拾物

二百十一斤

百五十八斤七分

山師家內人數三拾五人

內

拾六人

間符四ヶ所鏈番人

三人

貢人

五人

床屋役人

鏈くだき場役人

九人

賣物方手代中間共

炭燒木支配人

山內下財人數六百人

百五拾七人 掘子

六拾貳人 得符引

四拾六人

水樋引

床屋大工手子

三拾人 頂百八人

くたきゆり物女

住友の吉岡銅山第一次經營

三.

四拾七人

五拾人

日用

老人丼子共

これで見ると、 山師家内といふのは營業主常傭の職員で、 監督の地位にある者の謂であるが、 當時の雇傭關係を窺ふべきも

これを山師家内といふ如き親愛性の響き濃い稱呼で呼んだ點は、

書に、 內稼人の總稱であるの外、單に掘子のみを意味する場合のあることは、 として甚だ興味深い。これに對し下財とは臨時雇の稼人であることが知られるが、 下財・ゑふ引・水取 ・日用・かなめ女等と並記されてゐることから明らかである。 既述の如く前年九月 下財はかく山 要は 0 掘 願

子こそ下財 の根幹だか らで、 事物 の名稱の轉化によく見る例である。

尚此等稼 人の作業に就いては、 又前記 備中 銅御山仕樣之覺」 に具體的な説明があるから、

考の爲め摘記 しよう。

鏈鋪ニ 鏈鋪 而 伽 掘候場所仕道普請遣申を得歩引と申 掘申者を横番共又掘子とも申候。 右買鏈ニ仕候故横番自身明りへ追上ヶ申候。

鋪之水を樋と申物ニ而 取捨申候。 此者を水引と申侯。

鏈くだき申者を碎女と申て下財之妻子ニ致させ申候。

鏈燒申者を燒大工と申候。外ニ竈手子と申候。

右鏈燒吹申者を鉑大工と申壹人ニ而 吹申候。

吹子指申者を鉑手子と申而吹子貳挺貳人ニして指 申

工及び其の手子が前の床屋大工手子に相當するものであらう。 これで大體のことがよくわかる。 右の吹子とは鞴、 手子とは手傳、 そして外に 助手の意味で、 燒大工・鉑大

鏈碎女場ゟ燒竈 へはこび申人足を鏈持と申候

燒竈る床屋へ出シ申人足燒出シと申候

吹床ニ拵候炭を臼ニ而はたき申者を寸灰と申候。

などゝあるのは、 右の日用・老人・子供に包含されるものではないかと思はれる。

銅御山大水貫人敷覺があつて、 以上の外山內工事の實況を窺ふべきものとしては、貞享三年正月十五日附の備中川上郡吹屋村 疏水坑道掘鑿擔當總人員と其の內譯とを示してゐる。 即ち左の通

りで ある。

壹

テ所

大水貫切地

內

住友の吉岡銅山第一次經營

掘子五-

得ふ引四人

壹ヶ所 同風廻切地

掘子四人

得ふ引四人

六人

水引

間步役人太郎右 衞門

間步大工次右衞門

中間 九郎左衞門

小屋番孫右衞

壹人

壹人

壹人

壹人

これで見ると、 之を鎚一挺前と呼んだのである。 坑道の掘進には掘子五人又は四人を以つてしてゐるが、

普通

一般には四人を以

つて一組となし、

分は矢張り吹屋村に住んでゐたであらう。 尙此等の稼人中北方に居住するものが相當多かつたことは旣に之を見たが、もとよりその大部 しかも彼等に諸國よりの渡り者が多かつたことは今更

三八

中に、 が、 居住者だけのことであるからである。 命寺とに屬してゐたのであり、® 改 見ても、 やその友源 言ふまでもなく、 つたことは、 里方居住であつたことを意味するものと考へられる。 つて實際の稼人だけに就いて觀ると、 三年三月 帳 惡水掛等多、 それ K よる 吹屋村之義者、 は覺書の人數は稼人全體としてのものであるに對し、 0 人の 四郎 調 査では 大分後のことではある 彼等 右 中 肩に 久 後に吉岡より伊豫の立川に移り、 々 農 四百五十二人とある。 は宗旨改に 右衞門等 . 本 國 業 計 御高七拾 何 _ 國 o) 而 に對して その總・ 何 如きも、 1村と出 渡 石 が、 世 餘 は吹屋 兩者 之村 人數 難 しかも宗旨改帳には未稼働の幼年者若干をも含む筈で、 土地 身地 共に 相 さうすると、 成 方 の數の差は更に大きくなるが、 は同じく貞享二年十一 阿波· 村の を注記するやうに = の舊家大塚氏 而 過 半 西本願寺宗正善寺或は本教寺 人であった。 百姓 別子銅山發見の端緒をつくつた切上り長兵衞 銅 この吉岡銅山に里方居住 Ш 前の同年 竈 稼 百 の寛政三年 = 而 軒 又當時 宗旨改帳 なつてゐる。 = 月の 先年 及 九月附覺書の ヒ Ó 調 (西暦一七) 五月の 彐 の人數 査で IJ 男女多勢住 銅山宗旨改 御 その差額の人員 そしてこ 百 は 姓 は 人數と一 四 と丸 の土着稼 Ш 相續仕候 百二十四 內 帳 居 Ш 仕 稼 の稼 村 0 0 人の 行 致 銅 0 は即 人小屋 儀 御 禪 請 Ш 宗旨 な 宗 例 多か 田 書 從 翌 御 畑 5 延 0

座

と言つてゐる

節

が

あることからも察せられるのである。

四〇

しい増加を見るに至つてゐる。 併しこの宗門改帳に見られる山內居住者の數も、 そしてこの人員數は、 貞享四年には一躍六百四十六人となつて、 當山 の稼行成績を考へ、 別子の場合と比較

する上に、 大切な資料である。

註

(1) (2) 「備中川上郡吹屋村御山用控」 所收

⑥「備中銅山公用帳」・「備中銅山控」の正德四年

(午年) 五

十九日附口上書

「元祿九年九月、 云々」以降採鑛・精錬に關する項補訂。

(小葉田)—

4 關東立ノ八挺とは關東間符の中の掘場の名稱で、 八挺は樋

> 8 7

山内稼人の本願寺宗の旦那寺に就いて、貞享三年、元祿六

「備中御銅山覺」中の豫州別子御銅山未來記

年の宗旨改帳は西本願寺宗正善寺末寺西本願寺宗吹屋村正

善寺とあるに對し、

元禄七年のそれには正善寺と全然同

の肩書で本教寺とあるよりすれば、

兩寺は同一寺院の改名

の歩附は、こぼれ或は捨てられたずり等に就いてのもので 八丁を立てたところより呼ばれたものであらう。それ以下

(5) 「備中川上郡吹屋村御山用控」所收貞享二年九月廿八日附 (小葉田)—

9 「備中川上郡吹屋村御山用控」の各年度宗旨改書

ではないかと思はれる。

六 大疏水坑道の完成と繁榮

進度月 く三十 旣に 請 はる斷片的な零細な資料を綜合して推究するに、 八西 は 二箇月 併しなが ところを見ると、 八六年) 出 (負の計畫の下に着手したことであつて見れば、 大疏 ね 貞享二年 九歳に パの元禄 ばならな 割約三間 水坑道工事が豫想外の難工 (銅山 ら豫測 以來 なっ 師分) i 彦兵衞 元年十月、 カン 隱退 を以 通 たば つた 將來を有望視されたことが り百 千貫目に對する百貫目に付いて銀二十匁增で、 L に代つて當山 つて計ると、 か。 カン 八 若年の・ 住友家は更に來年より向ふ 十間 りの壯 この の掘鑿で完了するとせ 年で且 友芳 あたりの史料缺けて、 に話 事 年 が で、 跡を つ手腕家で 8 餘りの工事である。それにこの 多額 7 嗣 3 た手代の 知られ いり 0 で 經費を要したらし あつた友信 る 別に見込違ひとい に よ う。① それは銅の精錬及び貿易と共に金銀兩替を營 た。③ ば の助七と勘介で 五箇年間 詳細 何 残るところ四 な事情は明ら 故 ところで今度の から K の稼行繼續を願ひ出た。 隱退 またこ いことは既 あ 則 ふ譯でもない。 L D (2) 十間 0 5 事業はもとも カン 重大 僅 Ŧî. 住友家 で 願 百 で カン 人は前 ない な事 述の + 五十匁を要求された あ り、 六 が 歲 如くで 業 0 當主 と年季・ 0 そこで期限 これ 々年 0 その 友芳が た 進 また 貞 あるが、 行 \$ は 新運上 享 十 中 友 從 ま傳 跡 來 信 笛 は 前 漸

住

友の吉岡銅山第一次經營

み、 大 名 0 用 達 を勤 めて る た實弟友貞 の江戸爲替手違事件に連坐して、 幕 府 0 譴 責 を蒙 む つるに

至っ 事 た あるか K 爲 めで 關 5 聯して辨濟 あるら 自然本事業の經營には並 L などの爲めであらう家産 () 何 分 相手に 諸 大名 々ならぬ苦心を要することゝなつたのである。 が 何き、 ある だけに立 時 は 危殆に 場は 不 頻する如き狀態とも 利で あ る。 L か \$ ま た恐 併し本腰 なっ たや

った。 希望を將來に托し、 窘窮の中に手段を盡して、 稼行繼續を願ひ出たのであつた。 かくて 願

を据ゑ遠大の計畫で着手したこの事業であつただけに、

住友は最早簡單にこれを手放しは

L

な

カン

か^{*}(5) ひ出の翌々十二月友芳を請人として請書を提出し 爾來困 年 餘 りの 難な事情の下 歳月とを以 に不 つてして 撓不屈銳意工事を續 は、 尙 目 的 を達し得な て 行すること二年有 ゐることよ カン 9 たとは り、 言 餘、 早 ・速認可を得たことを知る 豫 元祿 測 L た百 匹 年 八十 九西 一年)二月 間 0 工

得 初 た 旬 たのである。 ⑥ K 至 全長二百 その結果 間 な長年 尺 餘を掘鑿することによつて、 月に 同 り井 水の 如く湛 へてゐた鑛水を一 こと K 漸 く待望 氣 に放 0 大 出 疏 世 水 L 坑道を完成 め得 今

迄の 鑛 ること」なつた。 Ш 師 がいい づれも手を下し得なかつた多くの間 L カン し深い鋪は疏水坑の水準よりもなほ低く掘下つてゐた 符を干水し、 これより莫大な量の カン 5 鑛 多數 石 を採 0 樋

によつて揚水した。これと共に又川端にある關係で川水流入し、



符

渫し、 符も、 筋六十間餘に板を張り、 これよりも相當額の鑛石を採掘し得たやうである。 得意の鍛錬を以つて、同五年正月より五月に亙り、 水の浸入を防ぐとともに、坑內を浚

III

元祿四年

檢するに、

五七、三三九・三貫

かし翌年には再び浸水した。今これを實際の産銅額に就い

一二、〇〇一・一貫

同

五年

(三五八、二七〇斤餘)

(七〇〇、〇〇〇斤餘)

一四六、一一六・八貫

同

六年

非常な成績を擧げ得たことを知るのである。從つて又山內稼人の數の如きも、⑤ (九一三、二三〇斤)

れに伴つて増加し、 宗門改帳登錄人數は元祿二年の六百七人、三年の五百五人への減少に對し、 となつて居り、

四年には再び六百五十人、五年には六百七十八人、六年には更に飛躍して九百六十六人、七年に

住友の吉岡銅山第一次經營

四四四

この時のことを「先年ゟ銅大分出大榮仕候」と言つてゐるのである。 は 九百七十四人を算するに至つてゐる。 それ故後ち元祿十五年の吉岡銅山産銅増益意見書にも、

宿望の吉岡銅山の大疏水坑道が、 惟 ふに、 元祿四年といふ年は、 かく長年月の不斷の努力の末漸く完成し、 住友家にとつては誠に意義深く記念すべき年であつた。それは 所期の如く多量の銅

鑛を採掘し得るに至つたのみではなく、 伊豫の別子山に有望な銅鑛の存在が報ぜられ、 別に前年には曾て吉岡に働いた稼人切上り長兵衞 探査の結果その言ふところが確認され て、 によ 早

速出 V よ揺ぎなく確立され、 願 當四 年五 月に聽許を得、 住友繁榮の一層大きな礎石が据ゑられるに至つたからである。 八月入山の運びとなり、 こゝに鑛業上の住友の優勢な地位

が

ょ

註

- ③ 同右及び同控所收の「貞享三年九月六日ニ書上ケ之覺」。 願書。
- ③ 既記「良山五十回忌追福記」。
- ④ 友信の元祿九年の和歌 (住友家藏) の詞書に、「いさ」かな
- 云云」とあることにより、友信の隠居は何等かの理由で幕ケ之覺」。 んと神佛にちかひてしに、ほとなくつみゆるされてけれは此事とけ侍らは、いかなる山にもいりて後のよをねかひな

久しく家にとちこもり侍るころ、

世のはかなさを觀して、

明する一つの手がゝりは、友貞の系統に屬する住友家の一邊の忌諱に觸れた爲めと察せられるが、この間の消息を解

再與之御丹誠御勵ミ被遊 汰に被爲及候御出入(ホロムト゚ト゚)も數條有之候得共、 記(年々諸用留八番收錄)に、友芳の家督相續當時の事を「御 續被成候御事故、 父即壽様御代故ありて御家業御衰微被成、 月江戸爲替間違成11不納1依」之出11公邊1身上分散ス」とある 分家(理助家)の先祖傳書に友貞に註して、 危き御身帶に及候由、 之を明和五年十二月の良山 千辛萬苦紙筆に盡し難く、 其跡式を良山様御若年にて御相 (友芳) 五十回忌追福 「貞享元年酉正 既に御家産も立 御公儀樣御沙 御家業御

替願(「備中川上郡吹屋村御山用控」の中) に

一泉屋彦兵衛

尚貞享三年九月の助七勘介兩人と彦兵衞との山請負人交

から翌年十二月に亙り、 るのである。 爲替關係者の損害辨償の爲め、 して又實兄として友貞の請人となつてゐた筈であるから) この貞享元年の友貞の爲替手違事件に坐して(當然本家と **怠無御座侯云云」とあることゝ照合して考へると、** 賈上代金の總計は銀で約百十五貫金にして約二千兩に上 1畫茶道具類を賣拂つた代金が記入されたものがあり、 府の譴責を蒙り、爲めに翌二年隱居の已むなきに至り、又 貞享三年の金錢出納を記した無名帳に十二月 淡路町其の他四箇所の家や多數 東都御勤として年々御出府御懈 家産を傾けたことゝ思はれ 友信は

> のとして注目すべきではないかと思ふ。 末から翌年の末迄に、 つてゐるが、これなどは辨償の資に當てる爲め貞享二年 家財の一部を整理したことを示する

御請仕、 = これは即ち本事件の處理に關係してゐることが察せら 不 彦兵衞は貞享二年の冬に銅山 叶用 舊冬迄爰元ニ相詰、 事御座候而罷越候」と言つてゐるところによる 諸事差引仕候處 より歸阪したのである 彦兵衞儀大

坂

「備中川上郡吹屋村御山用控」の元祿元年十二月附の請書。 備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」の元祿六年

(5) 6

> れ が、 ٤

よう。

及び丑七月廿五日附(元禄十年)代官所現場役人報告書 「備中川上郡吹屋村御山用控」の未・申 酉年御運上目

8 7

同右。

五月附稼

行

繼續願書

そ 9 同 右の各年度宗旨改書

友の吉岡銅山第 次經營

七 第一次經營の終了

を願 入らぬうちに (西曆一六) ところで、 ひ出たの とい ふ年 は實にもと肯かれる。 ٤ 大疏水坑道完成後十四萬 期限に先立つこと七箇月以上も前 は、 第二回 0 五年 . の その條件は前回と全く同じく、 六千貫餘、 請負年季が終る年で 即ち この 九十一萬斤を超える大産銅を得た元祿 年五月に早くもまた五箇年の あつた。 勢込んだ住友が脇 願人名義も矢張り助七と勘 より邪 稼 行 機 魔 六 續 年 介 0

右之通 仕 立 跡 御運 御 Ш 上 Ŧī. 銀大分差上ケ、 ケ 年 被 仰 付 被下 私も 候 ハ 、、、 立 身仕 捨り居申 度候 古間符悉吟味仕、 末々御山永ク榮申 樣 とに

なつてゐるが、

この

願

書

K

上 と述べ を多く て る る 納めて あ 國家を た り、 利 壯 ん すると共 な 意氣 に、 込の 程 ۲ n から K 察 せら よつて自分も立身 n よう。 山を行末永く榮えるやうに仕立て、 i たい ٤ は、 寸注目すべき言葉 運

方 身躰薄者山不案內之者抔御請仕、 々 相觸 入札ニ \$ 申 ·付候 御 運上 御山仕損シ、 增 シ候而 御請 末々御山も捨り申様ニ仕成シ申候而ハ、 仕 候者も可有 御 座様 ニ奉存候 へ共、 である。

これに

. 對 し

時の

代官平岡吉左衞門が

右

0

願

書に

對する奥書に

如 何ニ 奉存候間、 右介七勘介奉願候通被 仰付可然奉存候。

くに と言 ゐる點は當然として、 「つて、 て大疏水坑道を完成 勘定奉行 取次い 住友が・ L でゐる 自力を以つて巨額の資金を投じ、 さしも廢滅 のは、 甚だ興味がある。 K 頻 L た老山 を回 生させるに至 その住友の資力と手腕とを確認して 長年月を費し つた大功 て、 拮据經營 K 就 い 7 0 は

言半句も觸れるところがなく、

たゞ當局

の、

L

カン \$ 極

めて近視眼的な利

害打算の上

上からの

み論

辯し、 言辭を吐いてゐる。 都合によつては、 「方々相觸入札ニ 住友としては、 これは代官からの再三の運上銀値上げ要求に對し、 何時別人に請負はせるかも知れぬといふやうな、 も申付候ハ、、 當時なほ經費未回收の狀態でもあつたとい 御運上增シ候而御請仕候者も可有御座様ニ奉存候。」 ふに拘らず、 住友にとつては不本意な 住友の方では、 これに對して 今までの 平然 など

鑛業 管 毎度 は た 却 爲 つて値 8 カン 理上に 5 K 値上げで、 ĺ b 下げをさへ Š ょ 當局 於け るであらうが、 現在 る の 願ひ出で、 領 主本位 方的, でも既に高額に過ぎてゐるとの見地か な御都合 住 の政策が觀られる。 友が 先方の説得でやうやく今まで通りの額を承認す 期限 主 義 0 ょ 請 ŋ 負替 七箇 また、 1の危険: 月餘 ŋ 一性が これにはこの頃になつて幕府の財 P 前 あ カン 5 排水の た 5 カン 機 らでも 續願 失費多大なのを理 書 を あ 提出 ると る。 そこ L た S に ٤ 態 政 當 度 由 が 時 \$ K に、 甚 o) 出 の

0

5

四七

友の吉岡銅山第一

次經營

四八

しく窮乏を告げたやうな事情 なども、 關 係 が あつたかと思は れ る。

の年の末迄に 兎に角併しこの は前 願書 述のやうに は翌六月には早くも聽許され 非常な好 成績を擧げ得 既に再び湧水に惱まされてゐた。 たのであるが、 た。③ カン くて住友は引續き稼行にいそしみ、 其 0 後の經過 は 左程思は <

實際に就 い て檢すると

は

なく、

產銅

最

高記錄

を示したこの六年には、

今これを産

銅

0

七年 00, 一九四・四貫 (六二六、二一五斤)

四二、 八五四·九貫 (二六七、八四四斤)

九年

八年

六七、

三八三・六貫

(四二一、一四七・五斤)

に就 三萬 と年々著しく下降 い 七千三百四十斤餘 ては、 代官所現場役人の代官所宛十年七月二十五日附報告書に左の L がである 十年も上半 カン ら、 期分のみに就いて見れば 前 年 بح 略 同 額であることが 二萬 知 られ 一千 九百 る_{。⑤} この産 七十 如 き 四四 銅 貫三百 節 の急激 から 見 Ħ えて 即 15 减 ち る 退 +

爰許銅山所々間符深敷二罷成、 去ル亥年以來段 々不宜、 就中當春台次第荷數減申候二付、 る。

下財等も過半隙 出申候間 山師 呼寄吟味之上、 間符中詮儀仕候處二、 關東釜山 間 符兩 所

ゟ漸 ヘ 一日 ニ 鏈七拾荷餘出申候。此通 ニ 而者彌不榮御座皇

恰もこ 產 所 ح ا 季 當 荷 引 L Ш を選定 山 銅 滿了を待たず、 たこと」 箇 で い 0 なった。 額 の將來に對して旣に希望を喪失したことを示すものに外ならない。 月 は た 兩 n 别 0 約千八百貫となつて、 八 で 0 元 坑 世 + 子 は 觀 百 祿 道 界 ř して 15 四 ると、 九 カン 尤も住友として 專 最 年 5 る。 + 年 見た 念す 優 貫で K 0 位 同年秋銅山を返上し、 これ は 坑道 日 _ が、 を更に る あ 備 漸 產 が深く を得 銅 即 中 く七十 る。 それ ち稼 銅 確 百 策 そし 御 實 前記 は三 は、 Ŧi. ٤ 人の Щ 荷 なつた關 十三 L 7 仕 餘 ならし た 百 新たなこの湧 過半數を解 + 鏈 樣之覺」 り 萬 0 間 年の Ŧī. 0 8 で + 係 Ŧī. 0 原 掘鑿を 千 あ 今後は有望な新發見の銅山 前 荷 たことも、 鑛 で 3_® を參 餘 # より 八年以來次第に振は が 斤 雇し 期 採掘され 要 別子 水 分 ٤ 銅 考すると、 1 。處理 į た 0) 四 は S 0 + 亦不思議 ___ 最 また K 箇 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ る程 經費莫大に 0 月平 高 爲 よるも 貫 そ め 壹荷 記 を得るとす 度だとい 均三千 な對 錄 0 更に ず、 を 開 は 0 照 造 上る で += 坑 たる別子に全力を 當十 ٤ り 以 新 六 あらうが、 S 百 貫目 關 n しい 來 疏水坑道を考 0 ば、 车 ふべ 旣 年 係 六十二貫餘 で かくて翌十一 七月 K 上 相 あ 々 異 七十 當 るが きである。 前 今は斷 年 常 このことは: 現 ٤ K 荷 な あ 在 今これ 活 獲 K で る で 得 然之を 年 況 傾注す 比 は は カン を呈 適當 極 L 約 L 5 關 た 月 住 7 六 を 東 な場場 るこ 日 放 前 0 友 半 + 七十 本 年 貫 减 K 釜

住

住 友の吉 岡 銅

山 第一

次經營

1 Ŧi. 一月附稼行繼續願書及び代官奥書 備中川上郡吹屋村御山用控」・「備中銅山控」の元祿六年

mi

2 右の元祿六年五月の稼行繼續願書に對する代官の末 不書中に

次のやうな文言が見えてゐる。 「右之者共奉願候只今迄掘

而

致上納候此度奉願候 者御山二水大分御座候而大水拔二失

候銅千貫目二付御運上銅百貫目此代銀五百

五拾目

1宛銀ニ

付被下候様ニと願書差出シ申ニ付御運上増シ候様ニ再三吟 敷樣二奉存候間御運上銅百貫目此代銀五百三拾目 却 味仕候へ共右之通失却多掛り其上御運上之外山役人給 [多ク掛り其上只今稼申六枚間歩之儀水底ニ罷成鏈續申間 = 被 米百

於然者只今迄之通御運上銅百貫目二付代銀五百五拾目 九石貳斗差上ケ申儀ニ御座候故御運上增候儀難罷成由申候 宛

> 百貫目ニ付代銀五 御請仕候様ニと爲申聞候處ニ左候ハ、 百五拾目宛指上ケ御請 跡、之通御運上銅 可仕 由 申

4 同 后右願書。

3

元祿六年五月附稼行繼續願

書奉行與書

(5) 月廿五日附(元祿十年)代官所現場役人報 備中川上郡吹屋村御山 用 控 0 戌年御運上目 告 錄及び丑

「備中川上郡吹屋村御山用控」の 場役人報告書。

丑七月廿五日附代官所現

仰

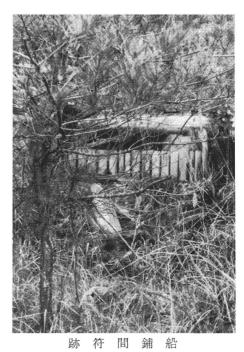
6

7 (8) 年十一月の吉岡銅山相續之次第書上 大塚家所藏の天明八年四月の吉岡銅山 元禄四未年ゟ諸願扣」 及び 請負人覺及び文化元 備中 御銅山覺」の元

祿 十五年吉岡 產銅增益意見

八 第一次經營の成果

連 シ續經營することこゝに前後十八年、元祿十五年(○□年−) 正月住友より勘定奉行荻原重秀に提出 以 上のやうにして、住友家は天和元年(四層一六)以來所謂老山深鋪 (坑道) を喞たれた吉岡 銅 Щ を



千枚

關

東

庭

Щ

末

廣

茶

ノ木

た

٤

述べ

T

る

る。

今參

考

Ď

爲

8

其

等

0

間

符名を擧げる

と次

0

通り

で

あ

舊

0

採掘

間

符

は實

K

五.

+

筃

所を

採

掘

L た

吹屋

銅

Щ

增

產

の意見書

K

は

そ

0

間

新

新十枚 十枚 釜山

日

吉

舟

敷

車

Щ

青毛 染山 午 起 河 內 松

金

龜井 納戶 栗山 悅 與 `長 門

水 相 生 山 河 舟敷 原 八 朔 澤山 金 山 上六枚 八丁 泉 六 枚 Ш

八枚

櫻

Ш

榈

Щ

上

白

石

下

白石

苗

田

昔

好

北 Щ

明

場

横

鉉

鼠

Щ

桐

1

木

扇平

千 代平

五十

枚

大子

千荷

呂

粕

瀨

戶

下

下

底に 右の 掘下 內、 り候、 千枚以下 先年 新十枚まで十 6 銅 大分出大榮仕候 筃 所 K 就 土底 1, T は = ハ 未銅慥 私 掘 明 銅 = 掘 御 出 座 候 申 得 候 共 間 水凌成かたく 符 とい Ω, 掘 大分土 残置 申

Ŧi.

候。」と記し、 青毛以下に就いては「右四十ヶ所私御請負之内連~何れも稼銅掘出し申候。」と註

してゐる。

道を切ることも、 (鋪)を回生させることも、 千枚以下十一箇所の間符が、住友の第一次經營に おいて 主な採 鑛の對象となつたものであら 掘明けるといふのは、 掘明ける或は取明けるとよんだ。全く新見立による開坑ばかりではな 採鑛可能となるやうに工事する義であるから、排水によつて所謂水坪 崩塞した坑道を修覆することも、寸法切りによつて古間符に新たに坑

二次經營と關 たからの山」 連して記錄したものではあるが、 に吉岡 銅山の多數の間符名を列記してゐて、これは元祿 間符の開設や稼行はすべて住友の第一次經營乃至 十五年以後の住 友の 第

その以前に存したことはいふまでもない。

數利山	六右衞門山	內膳山	竹谷山	本拾枚
梨木山	良玄山	尾山上下四	武兵衞山	中拾枚
たんし山	糠目山	岩見山	廻 門 山	新拾枚
竿山	千枚鳴戶山	范 山	彦兵衞山	車
立鉉	龜高月山	比菟山	独	上六枚
泉間符	松鏡山	五葉山	人頭山	上別當
船鋪	髭谷山	柳瀨山	櫻山	太師

Ш 關 東 千枚 六 枚 千代平 下 船 鋪 澤 Щ

岸

藤 留 粕 1 本 Ш 靑 桐 毛 木 Ш 瀨 金 Ш 納 千 荷 戶 Ш Ш 栗山 櫻 Ш 的 白 長 龜 龜 井 甲 Ш

この 的 內、 場 中拾枚は泉屋彦兵衞代に取明け、 釜 Ш 大鉑を切出して、 最高 の時は六、 七百 荷 \bigcirc 日 に 9

\$

採掘したとい

Š

また白長山

は

元祿

+

五年

の意見書に

は

田

地

=

障

申

由

=

而

御

百

姓

衆山

地盤が一 稼致させ不申候云云」と述べてゐるが、「たからの山」には元祿三、 惡く中止したとある。 これは古坑道よりの作 業は百姓が 反對 四年に寸法切りを する ので、 新坑 施し の 開 鑿 た を が 試

Щ み たものであらう。 • 龜 甲 Ш • 藤 ノ本 その他、 下船 鋪 瀬戸 • 青毛 は 等 元祿元年に、 は元禄 七年 より 車 . 同 澤 九年 山 • K 留 1糟山 かけて、 • 桐 それぞ 木山 • れ取 金山 明 • け 千 荷 た と記 Ш • 櫻 L

而 L て 此 0 間 貞享元 年 っであらう。 ① 八西 四曆 年六) 九 月以來 前 後六 箇 年 半 0 歲 派月を費! ĺ 又途上 示慮 0 事 件 K よる

つて、

新坑

道

を

掘

9

た

の

住

友の吉岡銅山第一次經

T

る

る

そ

の

大部分は寸法切

りによ

つて

普請したことが

見え、

即

3

舊

坑

0

鑛

脈

K

對

L

横

相

を以

財力窮乏と鬪 S 9 7 逐 K 能く二百 間 餘に も及ぶ大疏水坑道掘鑿の 大工事を完遂 又別 K Ŧi. 箇

五. 三

月を費して六枚間 き事實で 「年~大水拔キ入用金丼ニ川普請失却未得取返シ ある。 それだけにこれに要した經 符にも大普請を加へたことは、 位費は相談 不 温はなも 當銅山史上未曾有のことゝして特筆大書さるべ 中候」 0 で、 と申立てゝゐる程である。 元祿六年 五 月の 稼 行 繼 それ 續 願 で 書 は爾 K

後に於けるこれが回收は果して如何樣であつたらうか。

本事業に對する究局的批判

の憑據とし

最後にこの點を明らかにして置く必要がある。

あるが、 れに就いて先づ考ふべきは、 實際は左程も要しなかつたらうといふことである。 當初豫定された疏水坑道工事の經費は三千五百兩といふことで これは元祿十五年の產銅增益意見書

は K 長屋 百 を參考することによつて知られるので、 坑 間 長くなり、 に對 附 口 を 近 求めざるを得ず、 K して、 坑 しか 口 を開くもので、 經費三千二、 \$ 層の低部を開鑿することになつたのである。② 從つてこれを坂本谷側 三百兩と計 凡そ海拔四百 同書に 上してゐる。 六十 は新計 K 米餘 設定しなければ 0 第 畫 線 の大疏水坑道に就き、 次の であるが、 疏 水坑 ならなか ح は 中 0 新 野 った。 計 川 年數八箇年 畫 筋 即 は それ故 さらに 5 現 在 低位 K 間 0 距 白 數 置 離 石

\$ のであることを思ふ時、 こゝにこの 新 計 畫が當然前回の經驗を基礎としたものであり、 之と對比して、 前回の年數六箇年半間數二百間の工事費が大體三千兩 且又豫算は多少の餘裕を見込む

當時の ても、 誇張も 失費回 b T 銀 百 諸 工 程度を出でなかつたであらうとの推測は許されてよいであらう。 1七十斤 色高 金に換算すると、約一萬五千五百二十三兩となる。 九百三十一貫三百七十匁となり、 事完成後四 ح [收未濟 萬四千十一兩餘となるから、 銅 考へられ 直ニ御座候」とあるやうに、 の 餘となるが、 の運上價格は百貫目銀五百五十匁であつたから、 約 四倍 年 の申立て Ŧî. な 年 の收益を得たこと」なる い 兩 で 年度分 これ は、 は な .は大部分工事完成による産出と考へられる。 今後の運上引下げ願 い の産 ので ある。 銅額は、 之を更に金銀の公定標準相場たる金一兩銀六十匁相當によつ 「香をとむる袖」 假りに水拔川普請 元祿の貨幣改鑄等により物價も騰貴してゐた。 そこで元祿六年度迄に既回收 ので 之を合して十六萬九千三百四 ある。 の理由にされてゐるのであるか 尚、 兩工事費の總計を豫算通り三千五百 さすれば、これより所定運上を控除 當時 之によつて右の生産銅を評價すると、 0 銅の生 しかも元禄十五年には「近年米 の分に 一產費並 ところで、 十貫餘即 就 に利益 ら、 1, 7 5 吉岡に 尙 百 檢 其 K 0 言 五萬八千二 討するに 9 間多少の ば右 兩 於ける と見 して T 知 0

り得る

\$

0

とし

7

は

諸

或

銅

Щ

記

の

に見える次の項で

ある。

即

5

元祿

四

未年、

口

Ŧi.

申年分として

未 正台七 迄

百 七 拾 漬 貫 九 拾 目 七 分 Ŧi. 厘

出 來 銅 拾 几 萬 漬 千 九 百 九 拾 貮 斤

半

內 斤 四 = 付 百 四 熕 貫三 拾 百 匁 八 四 拾 分 九 八 厘 Ħ. 賣 利

拾

匁

百

百斤

百 斤 = 付

殘

未 七 b 極 迄

百 七 貫 貢 拾 匹 匁 七

貢

出

來 銅 貮 拾 貳 萬 JU 千 厘 八 百 拾 壹 斤 八

步

七 Ŧī.

百 斤 九 拾 貢 匁 八 厘 七 毛七

內

五.

拾

 \equiv

貫

Ŧī.

百

九拾 九匁六 分 Ħ. 萬 利

殘百斤 - 付

申 正 お七迄

貢 百 六 拾三 貫 貢 拾 九 匁 貢 分 九 厘

貢 付 八 拾 拾九匁 九 萬 貢 四 分 千 漬 八 厘 百 八 斤 七

步

Ŧi.

出

來

銅

斤二

百

內

五.

拾八貫六百九拾貳匁貳分九 萬 利

殘百斤

百斤

申 七 b 極迄

百 貫 六 百 Ŧî. 拾 貢 匁 漬 分

四

厘

 \equiv

來 銅 四 拾 貮 萬 六 千 斤

出

百 斤 七 拾 匁 Ŧi. 分 七 厘 Ħ.

毛

六

住友の吉岡銅山第一次經營

內七拾三貫九百五拾六匁三分壹厘 萬利

百斤

發百斤一付

を前 概 計二百三十貫六百三十六匁餘、 とある。 き失費は最早 は 十二貫七百九十六匁餘、 知ら 述運上目錄 n これによると元祿四、 よう。 左程 のそれに比較すると、 かくて元祿四、 多く なかつたらうことが 金にして一萬五千七百十三兩餘、 金にして三千八百四十三兩餘となる。 五年度の産銅額合計は百八萬八千六百十三斤餘、 五年 度 四年度は九千六百餘斤、 の産銅を以つて既に相當の 推 測され 得るであ 利益 ららう。 五年度は二萬餘斤多い (賣利・萬利がこれに當る) 合 口 もつとも各年度 收 から なされ 生產費合計九百 爾後 が、 の出 尚 その大 來銅 口 收 高

向 に對し、 + 一十右衞門が老後往時を回想した手記の中に、 (從來三十二萬百八十一斤とされてゐたのは誤り)、五年が五十九萬六千二百七十九斤、六年が これに就 萬八千百九十五斤であるから、 吉岡 いて一つ参考になるのは、 銅山 の支配人で切上り長兵衞より別子銅鑛の報知を受け、 三年間の合計は百四十四萬六千四百九十二斤となるが、 別子開坑當初の成績で、 「段~山榮二三年之內めつきりと御藏入有之依之 それは 元祿四年が三萬二千十八斤 自ら之を踏査確 認 した田 これ

友信公御機嫌ニ而 產 銅で 非常な收益があつたことを示してゐるのは甚だ注目すべき事實であらう。 十右衞門助七ニ家督被下云云」と述べ、二、 三年間の百萬斤乃至百數十 L カン 萬斤程 翌

年度 度の 視ても當時 これに略近い年産高の實歷を持つものは永松・白根等極く僅少を數ふるに過ぎなかつた。 これは實に近世期を通じ吉岡 0 產 銅に至つて 第 流の好成績で、 は、 更に上昇して十四萬六千百十六貫餘即 當時之を凌ぐものは、 銅山 の懸絶した最高記録であつたば 足尾・阿仁の二山以外にはなか ち九十一萬三千二百三十斤を示 ばかりでなく、 ④ 廣く全國 つたと思は 的に

立川 甚しきは六十萬斤にも滿たぬ年すら數回あつた。而して翌七年以來は年々减少したとは言 これを更に後の別子銅山に就いて見る時、年産始めて百萬斤以下に落ちた享保三年(西暦-七)以降: 銅山併合の後をも通じ、 明治に至る百五十年間に、この産額以上に出たのは約三十回程で、 へ、七

千四 均年 年度は尚六十二萬六千斤を超え、それは享保十五年以後立川併合直前に至る十八年 百 產 額に 七貫 略匹敵して居り、 餘 合 四十五萬二千五百四十六斤)を算し、 これと八、 九兩年度及び十年度の 之に六年度分を合算すれば、 上半 期間 0 產 **全銅總計** 間の別子の は二十三萬二 實に三十七

對して 萬 八千 Ŧî. 「銅大分出大榮仕候」と言つてゐるのであつて、「⑤ 百二十四貫 (二百三十六萬五千七百七十六斤) これにより最早失費は となるのである。 さればこそ後に 回收せられ、 これに

住

友の吉岡銅山第一次經營

或程 度 0 利 益を擧げ得 たことを知るであらう。 元祿十五年幕府 の産銅増益要請に應じ、 難工事に

この も拘 らず、 第 次經營の成績が思はしくなかつたならば、 新たにまた八箇年計畫三百間 の大疏水坑道を起工せんとしたのもこれが爲めで、 か」ることは考へらるべくもない いのである。

斤以上 た 别 カン S K 頃の年産二三十萬斤程度を果して何時まで持續し得たかは疑問としても、 或程 やうであり、 で 箇 尙 な 疏 のものであり、そしてそれは續行された限り收益があつた筈のもので、 今日から見れば少ないやうであるが、 度の收益を擧げ得たらうことも、 水坑道完成までこの工事と並行して行はれた舊坑道の採鑛は、 い が S 0 以 又貞享 後で は 僅 は カン 他の K カン ら二十 六 鑛業家 銅 Ш 數年 K 過ぎなか から 吉岡 後 0 正 を稼 またこゝに併せ考へてよからうと思ふ。二三十萬斤 德頃 9 た 行 江戸時代を通じ、 のに見ても、 の全國二十銅 して達し得た最高 當時としてはこの額も決して輕視 Ш この住友の稼行以前 0 產 額 銅 が 右の疏水坑道掘鑿經費とは 高 時的 K 就 兎も角これによつて別 しい K その産額が貞享初年 て見ても、 二十萬斤餘 のことは 二 十 で あ 明ら と言 ·萬

註

「右の内、

た

P

ので

はない

ことが

知られ

るのである。

2 第一 次の疏水坑は中野川筋云々」以下補訂。—(小葉田)— ٤ 鏈代・ 鋪入目·床屋·萬日用・運上・炭代・燒木代・

3 疏水坑道掘鑿の傍ら行はれた古間符等の採掘により、貞享

二年の頃は既記の如く年產約二、三十萬斤の銅を得たやり

であるが、疏水坑道完成後もこれがそのまゝ繼續し、それだ

符採掘は之を中止し、全力を干水した間符、 け餘分の産出となつたとは考へられない。 當然從來の古間 或は新規の間

符に傾注したと考ふべきであらう。 現に第二次經營の際

その豫測に新疏水坑道完成により年産九十萬斤、 古間符採

に據つたものであるが、その第一次經營の最高額が元祿六 掘により年産二十萬斤としてゐるのは、 第一次經營の實績

年の九十一萬斤餘であつたことは右の推定を裏書すると言

つてよい。尙又第二次經營の實際に於いて、古間符採掘によ

つて得たところが年産最高僅かに四萬七千餘斤、最低は實

0 に一萬一千五百斤餘に過ぎなかつたことによつても、 産出銅の大部分が疏水坑道完成による所産たることを知 今度

b 得るであらう。

4

生産費につき同じく「香をとむる袖」に別子分として元祿 六年より寶永四年に亙る詳細な記載がある。 それによる

住

友の吉岡銅山第一次經營

目を立てム銅百斤の生産費をあげてゐる。 銅太(銅駄)・萬荷物・小買物・世帯・山木・其の他の諸費

元祿十六年上半期分の大概を例示すると、 拾七匁五厘〇壹〇五

八匁九分壹厘壹毛四六

六匁五分八厘六毛八九五

拾貳知九分七厘八毛壹

萬日用 床屋 敷入目 銅代

八匁五分壹厘貳毛壹四

拾八匁六分七厘七毛九五

四匁六分八厘〇六八

頂 欠壹厘六毛頂五

銅(駄

燒木 炭代 運上

萬駄(或は萬荷物)

壹匁八分三厘三三七 五匁三厘八毛八九

世(帶)

壹匁七分八厘貳毛六七

Щ

木

壹匁壹分五厘九毛九四

三貫百四匁壹分八厘

番所

貳貫六拾貳奴六分膏 公(用)

六一

住友の當時の年產二、三十萬斤程度の成績と大差がなか

五貫五拾七匁三分四厘 六貫百四拾四匁七分壹 銀(太) 給

三貫三百四拾六匁壹分 手

吹鏈分拾六萬九千九百六拾五カ

但九拾壹匁貳厘九毛四六

合銀千五百四拾七貫百八拾貳匁壹分五 銅百六拾壹萬千四百斤

但九六〇壹四八

內貳百六拾三貫四百七匁貳分八 萬利

百斤

吹屋の舊家大塚家所藏文書の文化元年十一月の吉岡銅山相

残百斤ニ付

(5)

下四人の稼行に就いて、特に「右御請負中夥敷盛山仕候」

續次第書上に寬文十年より延寶元年に至る江戸の大坂屋以

(8) 7 6

出銅夥敷御座候」と言つて、住友が稼行した貞享年間の出銅 及び三ッ道具建置由來書には、 と註記してゐるが、同じく寬政三年十月の吉岡銅山の名義 「服部六左衞門樣御支配中

と同様の語を以つて表現してゐるところより見ると、それ

餘(寬政三年五月の祖父利右衞門御請負中出銅高書上控)、 文元年より寛保二年に至る七箇年間の平均年産額は十萬斤 つたことが知られるし、又住友の稼行以後では、大塚家の元

次の京都銀座稼行の四十二年間の最高年産額は約二十萬斤

(享和三年七月の吉岡銅山坑道水拔切通普請手當銀拜借願

候」とある往古は銀座稼行時代を指すものと思はれる)、 に「往古通貳拾萬斤以上之出 銅 相 成 候 様無相違出精可仕

政三年以後大塚家稼行の數十年間の最高年産額は天保六年

寬

註①の元祿十五年吉岡銅山産銅增益意見書。

の十八萬斤である。

註②及び續刊「吉岡銅山の第二次經營」參照。

て後、「爾後別子吉岡兩銅山ヲ開キ專ラ鑛業ニ從事セリ然

水

「垂裕明鑑」の總説の鑛業略記の條には別子の發見を述べ

ハ吉岡銅山ノ排水工費ニ充テーハ別子銅山ノ創業資本ト 自力ニ及ハス依テ幕府ヨリ金壹萬兩ヲ借用シ之ヲ折半シ一 ルニ吉岡銅山ハ礦質善良ナレトモ鋪内深遠涌水甚ク其排

拮据經營スルニ吉岡銅山ハ數百年ノ老山ニテ常ニ損益相

償

助 ス故ニ十八ヶ年請 金を得て稼行したに拘らず、 負ニテ休業ヲ爲ス」 大失敗したかのやうに言 ٤ 幕 一府の 莫大な 貞享二年隱退するの餘儀なきに至つた友信の時代のみに限 行はれたこの吉岡銅山の第一

次經營に關し、

益策に基いて實施された第二次經營を第一次の十八年間の てゐるが これは元祿十五年以來十五年間幕府の產銅增

そして「別子開坑二百五十年史話」

經營と混同したもので、誤謬もまた甚しと言はねばならぬ。 が遠大の計畫を以つて などによるものではない。 つて觀察し、 あるが、その理由は別にあり、 たものである。 之を失敗と斷じてゐるのはまたこれに誤られ 住友家は友信の代に家産一 六の註④ 吉岡銅山

經 監営の

僅

かな失費

時傾いたやうで

九 結

莊

住

友の吉岡

説銅山第一次の經營は大體以上の通りである。

それは自らの經驗と資力とを恃み、

自

發的 銅 期 て、 の突發事件 K 間 に本銅 九十一 相當 連 これ 續 經 量 一営をない 萬三千二百三十斤とい により本銅 のため、 0 山に着目して、 銅 鏡を採 L 一時は甚し 或る程 掘 Ш L K その起死回生を企て、 始 度所 永續 めて い窮境に立ちながらも、 期 ふやうな、 は果し得 大疏水坑道を開 0 成果を擧げ得た な 當銅 カン 9 き、 Щ た 困難を豫想された事情の下に、且つ又途上不 開 が 闢 ので 老山 以來の懸絕した大記 L 不撓不屈よく自力經營を敢行し あ カン 深鋪 る。 \$ を カン 般に比し 歎 くて ぜら れ て 時 は た 録を作り、 的 尚 當 K b 數 Ш せよ、 倍 を K 口 當時とし \$ 生 たので その 世 及 Š L 產 慮 長 8 あ

一友の吉岡銅山第一次經營

T

は、

K

注目すべき足跡を印したものと言ふことが

出來る。

全國 的 K 觀 7 \$ 最上級 の成績 を擧げ得たこと は、 當山 始 めての大疏 水 坑 道 0 開 通と 稼 行 期

間 0 長 期 と共 K 獨 り吉 岡 銅 Ш [史或 は 住 友鑛業史の み の 間 題 で は なく、

大きくは本邦

鑛

業史

0

六四

そし て又、 本銅 山經營中、 曾てこの地で採鑛に從つた鑛夫切上り長兵衞が、 其の後伊豫 の立川

て本 營、 銅 山に移り、 銅 從つて後來の住友繁榮の因をなしたものとして、 遠路來つて之を當山支配人に報ずるに至つたことを思ふと、 Ш の經 一
営
は
、 たまたま吉岡銅 經營その ものより言 山と同一代官の支配地であつた別子山足谷に、 ふも、 將又その後來への意義より言ふも、 重大な意義を認めなければならな 當銅山の經營は、 有望 甚だ注目 別子 な銅 銅 鑛を發見 Ш すべ か 0

<

經

のであることが 知られ る 0 で あ る。

扨

7

寬文年間

より全國

的

K

銅

Ш

0

開

發

は

急速に進

んだが、

その經營法としては一

般

及に請いま

法が

を競は 採られ 0 るやうになった。 から 多か た。 しめた。 つった。 近世 そのため 初 銅山に於いてはこの法はあまり行はれず、二、三年を期とする請山法が多く採ら 期 0 金銀 稼 行に勢ひ永遠性 Ш は 多く直 Ш で、 ・企劃性を缺き、 極 8 7 短 温期の稼! 暴掘となり勝ちで忽ち廢 行を單位として多くの Ш 山 師 K K なるも 運 上高

れ

K K 友 心 は 金 人 亙 はじめ大坂屋 お とする 激 銀 0 金 り多數 增 投 流 銀 て 資 Ш L 出 は 7 を は 0 有 0 防 屋 い 場合も多く見られたところであるが 力な 銅 層強力となつた。 9 止 Ш 銅 • た 也 吹屋を 「を稼行 Щ 熊野屋等は λ カン 主の下 とする 5 頂 して居り、 銅 に單一の資本家的經營を行ふことが、 點 幕 Щ 兼 ٤ は 府 寬文年 ね L 金 0 て銅 て發展 銀 政 この他にも大阪に 策 Щ 間 Ш K 下 してい 師 代 に、 以 後銅 として手山 る主要鑛業 銅 った。 貿易と は 銅山 輸 出 そし は數多くの銅山 を持つてゐた。 となつて來 貿 銅 に於ける京・江戸 鑛業 易を支へる最 て銅 との 屋 生產性 た。 關 • 銅 連 師が 就中、 吹屋 銅 大 は · 大阪 · 企 鑛 密 0 あ 中 業 重 接 一割性に った。 住 0 要 な は 有 友 主 品 \$ 或 力 ٤ کے は 0 大坂! 者で 地方 お 銅 な L から T い Ш あ 屋 大 7 0 あ 都 降 阪 は そ 市 \$ 9 全 た 昌 當 な 0 0 層 期 住 中 時 量 町

めて 運 ころで 上 法 出 カン は 銅 あ L 當 定額 て住 K り、 吉 對 する 友は 岡 第二 運 銅 上 ح Ш 口 0) 定步 の 請 制 と 負年 古 L K T 合 ょ 出 は 季 銅 0 9 劃 銅 ĸ 7 Щ を 期 入 請 0 的 經營に る 負つ 運上として代銀 や、 のことであり、 た 本 が、 あ たり、 銅 もと Ш 口 最初 生 ょ 納すること 經營上にも合理性を加 ŋ 0 本格 は取 有 望 敢 的 銅 を 疏 Ш ず請 願 水 0 5 坑 長 出 期 山 道 從來 で、 開 掘 鑿 發 小の例に を目 ^ 逐 工 た K 事 許 ものであつた。 途と 並 傚 可 K して V, を 從 得 來 始 年 0 -季も先 制 8 を た 改 0

優れ

たものであるとされた

ので

(ある_②

かしてこの法は別子 銅山 開坑に當り繼承せられ、 別子の實質上の永代稼行權確保と共に最も合理

六六

的 な運上法として明治維 新に至るまで續 け られた。

K 去數代に亙る鑛業經 な氣魄・強靱な意力とい 具現せられた事業經營 以上の如く吉岡 銅 験を遺憾なく發揮し、 Ш は の態度、 住 ふものは次の別子經營に當つても永く受けつがれ、 友にとり具體的 即 ち、 經驗に基く自信 相當 にその經營をうか の成果を擧げ得たもので ・周密雄大な企劃 7., ひ得る最初 あ 5 0 稼行 たが、 住友の特色と言はれ ものであり、 0 永遠性 同時 K その 叉、 雄 渦 渾 中

註

るに至つたのである。

1 2 小葉田淳著一 鑛山の歴史」

附

錄

備中吉岡銅山關係資料

天和 四年の再稼行願關係

正

月

附

再

稼

行

願

書

•

八

月

附

稼

行

請

書

九 月附

願

書

奥

年三)返上 鑿すべ 月下 る。 の實 未曾 破 8 ての大 つて 住友は延寶八年 際に 旬代官服 有 備中 運上の 0 つい 計 の已むなきに至つた。 疏水坑道掘鑿を手が JII 畫 翌四年(貞享元年)正 步合制 7 上 部 K 郡 願 對 六左衞門 ひ出るところが L (四曆一六)、 吹屋村御山用 當 採 局 用 が K を 検見に 於 願 け 當時 い S 控 7 出 月新 L た 7 あつた。 來 \$ カン が 西 るる。 所收) Щ し乍 相 た 國 豫期 當 な ___ 漸 問 構 5 ٤ これ < 題 想 當 K 八 1, 入 とし 月 0 Ш 反 は ら願書 K Щ L れ \$ 0 7 至りやうやく請書を 0 とに 有望なることを見込 た 非常な岩石層 裁決 運 備 • び 再 中 K 稼 請書はこの間 ٤ 或 な 難色 行 吉 を出 った。 尚 0 K 銅 あ 逢著 Ш 願 ۲ 9 L 0 た た。 0 提 2 經 の經緯を ___ ため だ住友 旦中 営に 時 出 住友 し得 この 一乗り出 で 止 とし 際吉 知る根本資料であ あ た は ららっ が、 天和 再 T CK Ļ 出 は 三年 從 疏 當山 更に 次い n 來 水 末 坑 は 0 稼 で 吉 を はじ 例 一西

九

岡

掘

六曆

解 題

附

題

貞享二年九月の覺

精鍊 これ の歩附・從業人の構成・大阪に於ける銅賣直段などを記してゐる。 は新任代官後藤覺右衞門がはじめて吹屋に來たときに提出したもので、吉岡に於ける選鑛・ 後出元祿 九年 (西暦一六)の

右所收)

備中銅御山仕様之覺」と共に、

當時の選鑛・精鍊・從業人の狀態を知り得るものである。

同

元祿元年の稼行繼續願關係

十月附繼續願書·同月附繼續再願書·十二月附稼行請書

た。 工事 元祿 代官所 は 多少の 元年 は將來を有望視 (西曆一六)末一 障 . 碍 は あ 9 た 應年 L が たの 季切 ほ れ カン 7, 運上 順 となる 調 0 K 進み ので、 增 額を 疏 命 水 + 户、 坑 じたので、 百 匹 向 + 5 間 五. 同 箇 (約八割) 月 年 出 0 小 稼 銅 切風 行 師銅分山 繼 續 廻 千貫目につき運上 六十 を願 間 S 出 程 を 掘 水拔 鑿

銅百貫目代銀

五百五十匁と從來より二十匁增で再願し、

十二月請書を提出した。

(同右所收)

_

元祿六年の 稼行繼續 願 書

+ 年季切れの年に當つてゐたので、勢ひ込んだ住友は脇より邪魔の入らぬうちにと期限に先立つこ 道が完成し、 と七箇月以上も前に稼行繼續を願ひ出たのである。 (同右所收) 元祿 萬三千餘斤を擧げた。 四年 (西曆一六)二月、 產銅 は豫期の如く四年度に三十 これは當時全國的に視ても第一流の成績であつた。 前後六箇年半の歳月を費して吉岡 五萬 八千餘 兎に角これは六月には早くも認可を得た。 斤、 銅山最初の全長二百間 五年度七十萬斤、 この六年は 六年 度 餘 K の大 は 又請 實 疏 水坑 K 九 負

備中 銅 御 山仕樣之覺

る。 り詳細な説明 これ は元禄 收 九年 を 加 九月、 たもので、 大阪に 於いて代官所役人へ 當時の標準的 な採鑛より 提出 したも 精錬に至る情況 のである。 K 床壹枚 近 い \$ 吹に 0 カン 就 と思 1, T は カン n な

附錄 解 題 同

右所

 \equiv

題

備中銅山賃銀計量等大概

計量、 元祿八、九、十年頃の覺で、 諸間符の歩附大法等多岐に亙つて居り、 採鑛・精錬に亙る各工程の賃銀形態、 具體的稼行を知る上の貴重な資料である。 鑛石・燒木他諸材料諸器具の (諸國

銅山記の中「山のいかさら」所收)

た。 右諸資料の印刷に當つては、 又場合により側傍に()を附して適宜註記を加へた。 底本の原形 を存するに勉 め、 當字・誤字等は成るべく舊に據つ

四

天和四年の再稼行願關係

乍恐御訴訟申上

候

備 拾枚宛之御定翌酉年正月ゟ御山入仕去亥年迄三ヶ年無恙相勤 中國川 上郡吹屋 上村銅御 山去 ル 延 寶八申年私奉願候而被爲 難 仰付被下壹ヶ年ニ 有奉存品 候 御 事 御運上銀千 七百

൬ 而 度 御 世 奉存 者 金銀 Ш 造 掘申 障申 用 大分入申 候 間 銀 = 段 付 候此水取捨申造用銀大分入申候故先 .符者岑ゟ山底に先年より只今ニ至り段、掘込申候ニ付井之ことくニ罷成水わき出 吹屋 5 ·候其 入增又者高 村 上御 御 百 性に 山末 御運 も相 5 得仕 Ě 一銀差上 談仕 續 不 谷 申 お水 ケ 申 候故水貫 候 貫可 而者 山師共も過分損仕候乍憚私義者御 仕と 損 も七月以後者 可仕 去三月6仕 様奉 存 候ニ 止置· 掛 申 -候得共 付 申 去亥極日 候只今迄之通 以之外が 月 山末 限 = 御 = Z > 仕 Ш 御 世 續 差 き 座 F 候

右 御 山之儀者 西國壹番之銅山御重寶所 = 而 御座候處ニ水貫壹ヶ所 も無御 座候唯今之通 御 座

ケ

申

候

御

事

得者水たゝゑかせき難成候間末 5 中 絶可仕と奉存候併谷ゟ水貫仕候者末~御山相續可仕 候御了

附録 天和四年の再稼行願關係

簡之御上被爲

仰付候者水貫仕度候

附

大水貫積り

谷台銅出申間符迄

此間際百八拾間

此外ニ間符ゟ間符迄或者三拾

間

又者五拾間水貫數ヶ所御座候

此入用金凡三千五百兩

分ニ 貫 候 候 右 目 右 然 此 洪此 代 此 入 水 貫 申 銀 水 貫 所 水 成 Ŧi. 百三 者 貫 就 = 隨分 成 仕 金子大分入 拾 就仕 候 得者 目 掘 宛 候迄 出 間 銀 シ 者 申 可 符之中井之ことく -是に 而 事 申 差 候 = 掛 然者 上 御 り居 ケ 座 水 口 候 貫 申 間 申 仕 候 銅 候 右 候 併 た 御 御 7 運 內 私 定 上 唯 ゑ = = \$ 今迄 申 = 而 被 御 水 當子 爲仰 運 數 干 上 ケ 水 年 者 所 仕 付 6 可 掘 普 新 來 被 出 請 銅 ル 下 仕 1 Ш 辰之年 候 候 掛 同 置 銅 銅 前 1 = 申 = 極 貫 應 候 罷 月迄 目 間 シ 成 無 符 末 = 之內 Ŧi. 付 恙 5 年 御 差 大分 切 運 上 造 樂 被 上 用 ケ 爲 銅 口 口 銀 仰 申 申 小 百

付被下候樣二奉願候御事

御 御 Ш Ш 去 番 所 ル 寬永廿未年四年者 御 役 人諸 事 入用 者 銅御 Ш 師 運上 方 6 差 = 而 上 銅 ケ 7 可 貫 申 目 候 = 御 付御運上 事

銅

五拾貫目宛差上ケ

申

候

唯今

直

段

迄相 乍憚私義者 途ニ 未年迄御 人罷 拾枚又者三百三拾枚宛差上ヶ 而 者 仕廻 動中候 出 此代銀 壹 中者も 請負申 ケ年ニ 諸 御 國 事 貳百六拾五匁也其後慶安元子ノ年より銀運上ニ罷成壹 御 者共所へ 銀千三百 = 座候 ៣ Ш か 第 せき能 方、之者迄大分損 八拾三枚餘宛 Ш 申 か たんれ 世 候其後中 35 圓不 ん仕り大分仕入銀仕置手廣 = -絕仕候 而 三年 存白人或者手前不如意成族 掛 申 處ニ 候 限 = 如 此 御 寬文十戌年 先年御 請 負仕 請 候 負仕 其 御 ク 後 江戶 カュ 候 段 ケ年ニ銀三 町 せき仕候 \$ 者 5 御座 共者凡三 御 X 奉 運 候 上 願 故 而 增 候 百枚或者 御 仕 所 ケ = 年 屆 奉 = Ш 無恙 限 願 脇 ケ 貢百 不 其 延 b 申 唯 內 寶 世

右之通大水貫被 仰付候得者御山相續仕候間乍憚被爲聞召分被仰付被下候者難有可奉存候以上

今

候

半

七

ŋ

Ŧī.

天和四年子正月

彦兵衞

御奉行樣

附録 天和四年の再稼行願關係

四

六左衞門様に上ヶ候手形覺

指上ヶ申一札之事

備 御 右 鋪 銀 仕 損 所 御 候 中 = 失 持 而 內 Ш 或 參 仕 カン 差 御 III 慥 候 世 上 運 上 き候 樣 成 ケ 上 郡 一之儀 成 者 吹屋 可 內 不 申 = 屆 而 爲質銀と拾 候 者 村 仕 御 掘 勿 銅 一候者 座 論 出 御 候 銅 候 Ш 質 若 之鏈 銅 此 銀 貫目 御 千 度 運 賁 並 上 水 差上 御 上 目 5 貫 遲 = = Щ 五 = ケ T 付 = ケ 偂 仕 置 銀 御 年 掘 候 申 多有之候者 運 限 | 歟又者・ 出 侯 上 = 置 請 泉 銅 百貫 候 屋 人吉左衞 **剑等者** 水貫 彦 兵 L 目 無情 衞 ほ 此 不 門 b 代 奉 及申 = 儀 申 願 銀 仕 別 時 Ŧî. 訴 上諸 掘 分 紙 狀 百 御 之 \equiv 不 = 色被 書 改 拾 申 通 候 上 を 目 被 召 ケ 請 仰 カン 宛 Ē 不 候 增 之 付 其 看 依 通 銀 難 上 京 差 有 何 ŋ い 事 上 を 奉 大 坂 ケ = ケ 以 存 樣 御 = 可 月 候 公 家 K 申 切 水 儀 貫 \$ 屋 候 _

御 右 御 Ш 之樣 Ш 稼 子 申 御 內 後 金 闍 銀 儀 之 鉉 御 役 御 座 人 衆 候 御 者 見 御 出 注 被 進 成 可 仕 候 候 ハ ` 其 私 上 共 = 而 越 度 御 = 運 御 上之儀 座 候 間 御 被 了 仰 簡 付 次 次第 第 = 差 違 亂 上 申 ケ 上 口 間 申 鋪 候 候 若

御

事

可

被

仰

付

候

御

事

壹 右 御 御 直 運 段を以 Ě 銅 代 銀之外 銀 = 而 御 上 番所御 納可仕候尤御番所小屋之儀御差圖 入用米 百 九石貳斗之分私方ゟ差 を請 上ケ 私方ゟ建渡可 申 御定ニ 申 御 -候御番 座 候 間 小屋破 其 年 之三 損 修

覆之義も以後迄此方ゟ仕御公儀御物入ニ仕間鋪候御事

右之通少も違亂仕間 鋪候若相違之義於御座候 ニ者本人者不及申請人共いヶ様之曲事にも可被仰付

候其節異義申上間鋪候爲後日

札如件

大阪あわち町壹丁目

請 泉屋吉左衞門

元 年 子 八 月

貞

享

請負人 人 同 同 彦 吉右衞門 兵

衞

請

服部六左衞門樣

△子九月廿三日六左衞門樣檢見□御出則山入被仰付候時此方願書諸事此趣被仰付候乍去奧書計御望□て左

之通ニ仕上ヶ申候

△願 書

大水貫之儀茶木間步台可

仕候此壹ヶ所一日も無懈怠爲切可申候火燈り不申節者風廻

附錄

天和四年の再稼行願關係

Ħ.

シ可仕候其

六

外五 拾間三 拾 間之水貫之儀者此 方勝 手次第 段 > 切可 申 -候御 事

大水貫成就不仕 內者千枚關 東大根戶古壺水鋪者 一 稼申間 鋪候其外者勝手次第二 稼仕度候不入壺

而 \$ 埋 申 間 鋪候丼危所念入可申候御 事

白 長 山稼申節者用水二障無之樣二 可仕候御

御 山年季之儀五 年目極 月諸色仕 舞可申候併當年 者 カン せき申間も無御 座候 問御了 簡奉 願 候 御 事

事

0 數 多御 座候取分寒風之節 者 難儀: 仕 候 以間やら い 之儀 御 発可 被下 候 御 事

候儀者喜多方領

分二下

財

ゑふ引水取日

用かなめ女等御

山稼仕候

\$

末廣間歩ん上六枚東迄やらい仕

下 財 小 屋之儀 先年之通 被仰 付 可 被下 候 御 事

御 Ш 御 奉 -行下御 番衆御 道迎 加 籠馬之御定 被仰 付 可 被下 ·候御 事

奉 行 加 籠

上

F 番 衆

馬

右 之 通 = 被 仰 付 候

右之通被仰付被下候者難有可奉存候大水貫之儀若油斷仕候者 Щ . 內間 歩何ヶ所ニて も又者普請等諸事先年之通山師勝手次第稼仕候様ニ被仰付可被下候 御吟味可被仰付候且又御 山之様子 御

事

上候其時一言之御斷申上間鋪候以上

貞享元子九月

服部六左衞門樣

泉屋

兵衞

判

彦

附録 天和四年の再稼行願關係

貞享二年九月の覺

後藤角右衞門様丑九月廿三日吉井村御着同廿六日吹屋村御泊り(甕)

覺

間符ゟ掘出申候生鏈百三拾貫目 但拾貫目ニ付直段壹匁ゟ貳匁迄山師買取申候

右之鏈

一くたき

ゆり物

やき釜

一床屋真吹

此正味ゑり鏈百貫目

附録 貞享二年九月の覺

床屋荒吹

是を釜 = 而 燒 申 候生 鏈 6 銅 = 仕 候迄ニ 日 數三十 Ŧi. 日 6 五. + 日迄 掛り 申 候

殘 而 \equiv 一拾貫 目 くた きゆ b 物 = 仕 候 故 石 土 = 捨 b 申 候

ゑり | 鏈百貫 F 釜 = 愐 燒 申 候得者 七拾 貫 目 = 成 申 候 幾而 三拾貫目 程 輕 ク 成 中候

候得

者

ゑり ·鍵百貫 目 燒 申 候 を荒吹ニ 仕

床尻銅三貫 目

此 か わ拾三 真吹銅 貫 E

八 貫六拾目 但 銅六貫貳百目宛かわ拾貫目ニ付

1

銅

拾壹貫六拾目

但

八百五拾目宛生鏈拾貫目ニ

付

付

残而 八拾八貫九百四拾目 からみニ成捨り 壹貫百六匁宛 り申 候

カュ わ百貫目眞 吹っ 仕候 得 者 正 味 编六拾 貢 貫 目 = 成 申 候残 而 三拾 八貫目 か 5 文 = 成 捨り 申 候

內

Ш 師家

內

人數三拾五

間符四ヶ所鏈番人

拾六人

五人

貳人

床屋役人

鏈くだき場役人

炭燒木支配人

賣物方手代中間共

九人

三人

一山內下財人數六百人

六拾貳人 百五拾七人 掘子 得符引

四拾六人 水樋引

三拾人

床屋大工手子

頂百八人

くたきゆり物女

日用

四拾七人

老人丼子共

一大坂二而銅賣直段拾貫目二付五拾目 一五拾人

右之通二御座候以上

附錄 貞享二年九月の覺

 \equiv

貞享貳年丑九月廿八日

佐藤守右衞門様

泉屋

兵

衞

彦

四

元祿元年の稼行繼續願關係

乍

恐

書

付

ヲ

以

御

訴

訟

申

上

候

備中 大 訴 申 和 出 通 仕 御 訟 候存之外岩石堅ク御座候 四子年ゟ當辰極月迄之御定 國川 b 申 大水拔仕度之旨服部六左衞門樣御代官所之節奉願候得者先五 Щ 一种小 上 稼 候 不罷 F 來已正 切風 郡 成既及斷絕候然共西國一 吹屋 廻 とも 月 村銅 る西 K 山之儀先年 百 極 Ŧi. 而 月迄五ヶ年之內 拾 大分之失却掛 ニ而大水拔切掛り只今迄ニ大通り百 間 計 御請仕稼 \$ 切 番之結構成 拔 り勝手 申 被 申 積 爲 ·候處數百年相續之御 b 御 ,迷惑仕 御 仰 必 付被 Ш 候 捨 候 下 り可申段 作去切! 候 ` l四拾間 殘多奉 難 届不 ケ年切ニ 山故間符 有 申 可 奉存 存 段殘念 小 切 仕 候 共愈(力) に候様こ 候左 風 = 付十 深鋪二 廻 候 六拾 奉 と被仰 存 ハ 、 間 年 罷 候 右之末 成水甚 程 = 切 付御 掘 付 明 天 御

右之內 出 申 銅 御 運上之儀者只今迄之通出 Ш 本 御 改 ヲ 請 出 來 銅千 一貫目ニ 付銅 百 貫目 此代銀 Ŧi. 百 Ŧi.

拾

目

宛

差

E

可

申

候

右 御 運上改御役人衆御給米百九石貳斗之代銀只今迄之通備中 御物成米三分一 御直段ヲ以私方ん

差 上可 ·申候尤番所小屋等是又前、之通私方 **ゟ建渡修覆等も可仕候**

末永御 右之通: 被仰 山 一榮可 付 申 被 様ニ 下 ·候 奉 /\ 存 ` 候少 諸 事 る早 御 定丼 ク 切拔 請 人證文等只今迄之通無相違 候得者御 運上も多上り 私 共 御 b 請 可仕 相 應ニ 候水 德 分御 切 拔 座 候 候 /\ 間 大盛仕 願 之通

元 祿 元 戊辰 + 月

後藤覺右

福門樣

被爲

仰

付被下

候

ハ 、

難有

可奉存候以上

大坂淡路町壹丁目 泉や 勘

介

同 所

同 介

七

乍 恐 口 上 書 ヲ 以 申 上 候

備

中

或

上

郡

座 上 二而 候得者只今迄之御運上も引下ヶ御 川 /\ 被 仰 付 吹屋 間 鋪 村 候 銅 間 山之儀 御 運 來已正 Ē 增 申 月ゟ酉 斷 侯 樣 申上度奉存候 = ٤ 極 被 仰 迄 渡 Ŧī. 上 候 ケ年 最前 增之儀迷惑奉存候乍去數年 切 6 申 御 Ė 請仕度旨奉願 候 通大分之失却 候處ニ 二而 大分之金子 唯今迄之御運 水 拔仕 入掘 儀 御

月

=

掛り候儀ニ

御座候故難捨置奉存候間只今迄御運上銅

百貫目

=

付銀五百三拾目ツ

`

買

上申候得とも

之外手 此外者 來巳ノ正月 縱不 間 取 被 申 6 仰 候 /\ 銀 付 且 又間 候 貮 ٤ 拾 \$ 目 符 ッ 增 = ` 水 之儀 湛 增 罷 候 銅 成 = 百 付 間 貫 水 目 鋪 取 候 = ៣ 捨 御 銀 申 Ш 少之內 失 Ŧi. 却 百 大分 Ŧī. 拾 = 而 目 相 ツ 掛 \$ `= n 中 申 絕 仕 買 候 故 候 上 得 口 年 李 者 申 之內 候 下 財 間 等 被 6 跡 散 行 仰 御 付 又 Ш 奉 集 可 被 願 候 下 = 儀 殊 候

元 祿 元 戊辰 + 月

御

座

候

少

B

卓

7

被

仰

付

被

下

候

1

`

難

有

可

奉

存

候以

上

大坂淡路町 一壹丁 泉屋 目 助

七

同 所

同 勘 介

後 藤覺右衞門 樣

年迄 右之通 增 拾 坂 目 泉 シ Ŧī. p Ŧî. ツ ·勘介同· 百 私 ケ 御 Ŧi. 銀 年 拾 切っ 代 = 官 而 介 上 七 被 所 納 と申 仰 備 致 付 中 候 直 者 候 或 段 願 處 Ш ^ کے 書 = 上 も御 當 以 差 郡 出 御 暮年 吹 請 運 申 屋 候 季 可 上 村 仕 增 只 明 銅 候幷 今迄 申 候 Ш 前 候 御 御運上 御 運 ハ = 上之儀 掘 請 付 來巳 仕 出 改役人給米之儀 候 候 樣 正 去 銅 千 月 ル = 子 と致 貫 6 目 酉 1 吟 年 = 1 味 付 服 極 も前 候 御 月 部 故 運 迄 六 左 銅 上 Ŧi. 百 銅 ケ 通 貫 年 門 百 目 貫 切 御 備 目 = = 代 中 付 此 御 官 御 銀 代 請 所 物成 之節 貢 銀 仕 拾 度 Ŧi. 米三 目 旨 當 百 宛 大 辰

目

ツ

1

ヲ

>

6

n

JU

望之由 分一 御 申來 直 段 候 ヲ 者 以 銀 \$ 無 = 御 而 座 差 候 上 間 ケ 被 可 仰 申 ·候 付 其 可 |然奉 外 番 人小 存 候 於 屋 一等迄 然者 請 Ш 師 X 、證文等 入 用 = 前 而 H 5 仕 1 由 通 取 如 候 此 1 願 書 御 差 運 出 上 申 銀 候 御 外

後 藤 覺 右 衞

門

勘 定 所

御

代共

5

急

度取

立

可

申

侯

尤所

5

障

=

罷

成

候義

\$

無御

座

候

如

何

可

被

仰

付

候

哉

奉窺

候

米

指 上 ケ 申 札 之 事

事 御 備 差 御 = E 運 中 Ш [稼之內] 御 ケ 上 或 公儀 一之儀 可 III 申 上 為質銀 御 候 郡 1 損 吹屋 掘 勿 失參 論 出 拾 村 銅 L 候 貫 之 候 銅 鏈 樣 目 銅 御 成 指 上 千 Ш 不 上 貫 水 > 拔之儀 届仕 ケ 目 = 置 而 = 候 申 付 銀 多クク 今度 候 御 /\ 若 運 有 質 御 上 泉 之候 銀井 運上 屋 銅 助 百 御 七 遲 貫 ハ Ш 目 勘 5 仕 此 = L 介 而 (候 奉 ほ 代 掘 願 歟 ŋ 銀 又者 出 申 訴 Ŧi. し置候 狀之通 時 百 水 分 Ŧi. 拔 御 拾 銅 無情 改 目 Ŧī. 等 宛 ケ ヲ 請 年 ハ = 之積 不 仕 增 限 -及申上 掘 銀 被 ヲ 以 差 不 仰 申 上 付 月 ル 候 切 難 = 可 歟 = 有 諸 申 不 銀 奉 色被 寄 存 候 _ 何 而 右 候

召

上

工其上如

何様ニ

\$

可

被仰

付候御

事

`

若御 右 御 Ш Ш 己樣子 稼申內金銀之鉉御座 御後闇 i 義御役. 候 衆御 ハ 、 見出 御注進 L 被成 可仕候 候 ハ 、 其 (上ニ而 私共 御運上之儀御了簡次第ニ指上 越 度 = 而 御 座 候 間 被仰 付 次第違亂 ケーザ 申 申 Ė 候

間 鋪 候 御 事

御

直段

ヲ以銀

=

而上納可仕候尤御番所

小

屋之儀御

差圖

を

請

私方

を建渡可

申候御番

右御運上銅代銀之外御番所御入用米百九石貳斗之分私方ゟ差上申 一御定ニ 御座候間其年之三分一 小屋破損零

覆之義も以後迄此方ゟ仕御公儀御物入ニ 仕間鋪候御 事

右之通少も違亂仕間鋪侯若相違侯儀於御座侯者本人者不及申請人共、如何樣之曲事ニも可被仰付

候其節異儀申上間鋪候爲後日之一札如件

大坂淡路町壹丁目 請

泉屋吉左衞門

同 所

請負人 泉や 助

七

同 所

可 勘 介

同

後藤覺右衞門樣

附錄

元祿元年の稼行繼續願關係

元

禄

元

年

辰

+

_ 月

Ŧi.

元祿六年の稼行繼續願書

恐書付を以御訴訟申上

候

乍

吟 付 得 月 備 請 而 當年中 差上申 中國 共御 **迄**五 可仕 味之上ニ ケ JII 候 山ニ水大分御座候而 者鏈續 年奉 上郡 度旨奉願候尤巳年ゟ當酉年迄者御運上銅百貫目ニ 御 御 事 吹屋 座 願 候御 候 丰 中間 間 村 山出シ 御 運上之儀者山出シ 敷様ニ 銅 Щ 大水拔キニ失却多ク掛り其上只今稼申六枚間符之義水底ニ罷 私御 銅千貫目ニ 奉存候間右之通五 詩負仕 付御 稼 銅千貫目ニ 申儀當 運上 銅 百三拾匁ニ 極 付御 百 月 貫目此代銀 限 運 = 而 上 付代銀五百五拾目宛 銅百貫目此代 御座候依之跡御請負來ル 被仰付被下候樣二 Ŧī. 百五拾目宛. 銀 Ŧi. 奉 百三拾 如 跡 願 二而 候得 △之差上 戌年 御 知宛 請 共 成候 負仕 ら寅極 再 銀 ケ 三 子 御 御 候

銅 御改 御 番 所諸 支御 八用米. 6 如跡、之百 九石貳斗備中御物成三步 御 直段を以銀子 三而 差 上 可 申

候尤御 先年服部六左衞門様御支配之節大水拔キ奉願貞享三子年ゟ辰年迄五ヶ年御請負仕大水拔キ 共岩石堅ク右 番所修覆私方 御 :請負之內成就不仕其後後藤覺右衞門様に御代り又巳年ゟ酉迄五ヶ年奉願未二 可仕 候 御 事 掘 候

附錄 元祿六年の稼行繼續願書

古間 月 六 日 符 數 迄 ケ 大水 所 干 拔 水 = + 貳 仕 百 鏈 掘出 間 壹 尺 シ 餘掘 申 ·候 拔 然 共 丰 御 成就仕候 Ш 數 百 年 依之井之ことく水湛 = 及大分掘下り 申 故 先前之山 大 水 拔 士 丰 不 = 及 而 力捨 干 水 置 =

申

隔 仕 ケ 候得 所 り六枚と申間 銅 共谷 Ш 仕來り申鍛鍊を以川筋長 お土 符口者 底に 掘下 III 端ニ ŋ 申 有之候故川水馳込申二 = 付程 サ六拾間餘 なく又水強 厚 板 ク 樋數大分ニ = 付四拾年以來捨り居申 ៣ 張詰間符之內どろ水をさらへ水 立失却 掛 ŋ 申 -所私數 候 且. 又大水 代御 < 拔 料 私 + 7 ŋ 領 6 數 登 不 /\

大水 拔キ 入 用 金 丼 = Ш 普 請 失 却 未 得 取 返 シ 不 申 候 御 事

右之通;

跡

御

Ш

五.

ケ

年

被

仰

付

被

下

候

ノヽ `

捨

り

居

申

古間

符

悉

吟

味

仕

末

>

御

Ш

永

ク

榮

申

樣

=

仕立

御

運上

申

樣

=

申

·正月

6

Ŧi.

月迄大普請

仕

立申

候

依之去

年

中

鏈

か

2

掘

上ケ

御

運上銀大分差上

ケ

申

候

然

共

年

銀 大分差上ヶ私 も立身仕 度候只 今年季之內ゟ奉 願 候 儀 者 御 Щ 少 \$ 中 ·絕仕 候 得 ハ 諸 國に 下 財 等 散

行 間 符共 水湛 重 而 取 明 ケ 申二 大分失却掛り御 山相續難成奉存候乍恐被爲 聞 召分被仰 付被下候

難 有 可 奉存候 以上

同 所 泉屋 介

大坂淡路

町壹丁

Ė

七

元

祿

六

年

凸

Ŧī.

月

同

介

勘

同吉左衞問

平岡吉左衞門樣

右之通 身 請 而 = 增 樣 者 奉 勘 躰 御 御 御 可 願 介 1 = 薄 仕 請 座 候 奉 Ш 候 ٤ 者 仕 存 只 申 私 候 樣 = 由 水大分 候 故 今迄 御 Ш 申 候 者 = 再三 代官 不 候 樣 御 間 = 案 方 掘 被 = 運 御 內之者 吟 御 ٤ Ŀ 運 所 5 シ 爲 仰 候 相 增 味 座 備 1 觸 仕 付 申 候 銅 候 銅 中 抔 入札 聞 儀 候 千 候 或 而 百 御 貫 大水 貫 處 Ш 候 難 ^ 共右 目 當 請 處 目 上 = 罷 郡 仕 \$ = 成 此 拔 = 酉 付御 御 申 左 之通: |暮年 吹屋 由 代 = 失却 付 候 申 銀 Ш 仕 候 失 運 季 候 五. 村 1 損 却 百三 多 Ĕ 明 於 銅 ハ ` 然者只 多掛 ク掛 跡 申 銅 1 ` Ш 拾 末 百貫 = 御 御 5 之通 5 運 ŋ 目 ŋ 付 運上之儀 御 其 來戊 今迄之通 其 上 = 目 E 此 Ш 御 E 增 被 御 戸 正月 代 P 運 シ 捨 候 上 運 仰 今 銀 去 上之外 ŋ 而 銅 御 付 稼 6 ル Ŧi. 寅 辰年 申 御 百 運 被 申 百 貫 下 六 極 樣 請 上 Ŧi. = 仕 目 Щ 枚 拾 月 6 銅 候 當西 仕 候 役 間 目宛 迄 百貫 = 樣 成 者 付 人 符 Ŧi. = 代 芝 目 給 ケ 年 シ \$ ٤ 銀 儀 年 迄 申 銀 米 可 願 = = 百 書 水 而 切 候 付 Ŧi. 有 Ŧi. 代 九 差 底 致 御 ケ 而 御 百 年 銀 上 請 ハ 座 Ŧi. 石 出 = -切大坂 如 拾 罷 納 仕 樣 Ŧi. 貢 シ 度旨 何 目 斗 申 成 候 百 奉 此 = 宛 差 鏈 Ŧ. = 奉 存 指 拾 度 右之 泉屋 續 上 付 存 候 奉 1 Ħ ケ 御 申 候 者 ケ 宛 申 運 間 願 介 間 共 共 七 御 儀 上 敷 候 =

附録 元禄六年の稼行繼續願書

附

右介七 取 立可 勘介奉 申候 尤所、障 願 候 通 中りニ 被 罷 仰 成儀も無御座候 付可然奉存候於然者請人證文等前之通取之御運上銀丼御 以如何被 仰付候哉奉窺候以上 米代共ニ急度

元 祿 六 年

御

勘

定

所

酉 Ŧī. 月

> 平 岡 吉 左 衞 門 印

申 五. 書 ·付右 ケ 面之備中御代 年 請 願之通可被申付候尤運上銀丼諸 負度 由 只今迄請 官所吹屋村 負 候 銅運上之義銅百 者願 候ニ 付段 入用米代銀共急度取 1貫目ニ 5 其方 被逐吟 付代銀 味 五. 立年 候處 百 五拾目宛運上出シ來戌年ゟ寅極 > 此 可 通 申 有勘定候所者本文二 付 可 然之旨左候 有之候以 證文被 月迄

酉 六 月

上

濃

美

印

左 衞 門 印

傳

伊

賀

印

七 右 衞 門 印

備中銅御山仕樣之覺

備 中 銅 御 Щ 仕 樣 之 覺

是を床壹枚吹と申候

鋪を掘出シ鏈凡五拾荷 此貫目六百貫目

但壹荷拾貳貫目之積り

一右之鏈鋪ニ而掘申者を横番共又掘子とも申候

右買鏈ニ仕候故横番自身明りへ追上ケ申候

鋪之內普請仕候大工を山留役人と申候

右之鏈鋪ニ而掘候場所仕道普請遣申を得歩引と申候

右之水引を集申役人を水夫頭と申候 鋪之水を樋と申物ニ而取捨申候此者を水引と申候

右鋪之內萬事下知仕候者を鋪廻と申候是者手代分之者ニ而御座候

右掘出候鏈くだき候時

メ是迄鋪ニ而働申候分如此御座候

附錄 備中銅御山仕様之覺

右之內百 貫 目 計

惡鏈撰出シ捨申

此鏈くだき申者を碎女と申て下財之妻子ニ 致させ申候

殘而 正味鏈四拾荷

此貫五百貫

右鏈碎女場を燒竈へはこび申人足を鏈持と申候 鍵を燒竈と申へ入燒申候ニポ三百貫目計入申候

此

如此木炭を入燒申候 へ ハ 凡日數廿 二日 1程醒中 候

右鏈燒申者を燒大工と申候外ニ竈手子と申

候

鏈を床屋と申 シ 申 ^ 人足燒 出シ 吹 出 申 候 シ と申

出 但床 五つニ分ケ壹吹ニ八荷ツ、||壹間ニ而 一夜ニ吹 候

吹申候

吹炭凡百六拾貫目計 入

右燒鏈四拾

荷

右燒竈

6

床

屋

此

醒申

此

右吹申者を鉑大工と申壹人ニ而

吹申候

吹子指申者を鉑手子と申而吹子貳挺貳人ニして指申候

吹床ニ拵候炭を臼ニ而はたき申者を寸灰と申候

如 此 仕 吹 候 ハ 鈹 ٤ 申 = 成 き取 申

此 鈹 七 拾 貫 目 計

又是 吹立間 候市床 本銅二成十 申候

此 床 尻 銅 八 貫 目 計

故直。大坂へ上せ申候壹ツつム御座候但正味銅是ハ右鈹へき取候跡。壹: 二吹而二

御

座候

右鈹七拾貫目

此鈹 間吹床壹軒 = 而 __ 夜 吹ニ

仕

候

吹炭凡六拾貫計入

此

此吹樣右鉑吹同前大工 壹人手子貳人寸灰壹人入申候

此 吹 銅三拾五 一貫目計

四拾三 一貫目 一間吹銅三拾五萬一床尻八貫目

世世目

正

味

銅

貢

口

X

= 丽 御役 人 、衆御改被成 候

右之銅翌朝

床

屋

右之銅 山 師 方 ^ 請 取拾 六 、貫目 宛壹 宣仕高二 而 成羽 ^ 出 シ 成羽 6 JII 舩 = 而 倉 敷 ^ 出 し大坂

舩ニ て上 世 申 候

右者 鋪ん 鏈 掘 出 銅 = 成申候迄床壹枚吹と申 大法如此御座候鏈善惡大分不 同御座候右之外懸物 品 5

大分御座候得 共悉難 知 御 座候以上

附

錄

備

中

銅御山仕樣之覺

子 ノ 九 月

右之通大坂ニて御認山木様へ御上ヶ被成候寫如此

備中吉岡御銅山師

泉屋貞右衞門

四

備中銅山賃銀計量等大概

備中銅山

山鉑壹荷 上坐斤兩拾貳貫匁

但負得步共風袋程ハ色有之

貳割半ノ延ト見之拾貳貫匁ハタテ 銅斤兩二而拾四貫七百匁有之大方

物ニて候東國或西國中國抔鉑之貫

匁輕キ所ニてハ拾貳貫匁ニ合申所

も可有之候

燒木

木方拾三貫七百

但銅斤兩拾四貫七百

違 外七步三ツ、

附錄 備中銅山賃銀計量等大概

拾三貫七百也

上座斤兩拾貳貫匁木方斤兩ニて見候へハ

但上座八百七拾五匁九分一厘が

木方こて壹貫匁也

違 外壹割四分壹六ッ、

碎鉑釜入壹荷

木方斤兩拾三貫匁

但床屋小升

右之通ニ焚候得者床屋出し 但 汰物ハ壹升增壹斗六升碎鏈壹斗五升也

欠無之積り

床屋五ッ吹地升

但小升四拾五入

但五尺四方深サ壹尺七寸五步五

此坪數四萬三千八百七拾五坪 但壹寸四方ノ坪ニシテ

「七九八七六点」

此升六石七斗六升八合也

メ壹割半

壹割伴

壹割三分 壹割七分

此外ニ鉄代と申テ燒出し壹ツ入ル(カ)

同小升

但壹尺壹寸八步四方深サ七寸 升壹斗五升三夕五才

減ハ小升ニ山もりニ入かけ候故也依之四 右地升燒鉑仕かけ五吹ニ三拾七はい此升

是ヲ升ノ山森り壹貳五ヲ以割候へハ 拾五はいニ鉄代壹はい分四拾六はいと成 卅五.

と端タイツル以是ヲ卅六と成也

床吹賃

鉑大工

一本前四吹

賃壹匁貳分

扶持一日分 増壹吹ニ付 代七分壹厘ツ、 賃八分ツ、

相庭考代六分五 代 六厘

一米壹升 一味曾塩

生鉑燒ふへ

壹割半 壹割

眞手

一本前四拾五貫匁

賃七分

扶持一日分 增皮拾貫匁

代七分壹厘 賃六分三厘 本前四吹 賃七分

増壹吹ニ付

賃五分ツ、

扶持一日分 代七分壹厘ツ、

鉑ス

本前四吹 賃壹匁貳分

増壹吹ニ付 賃三分ツ、

無扶持

眞大工

本前四拾五貫匁 賃壹匁貳分

扶持一日分 增吹皮拾貫匁 代七分壹厘 賃六分三厘

附錄

備中銅山賃銀計量等大概

眞ス

本前四拾五貫匁 賃壹匁

增皮拾貫匁

無扶持

賃壹分

吹之時ハ扶持方なし眞吹五拾貫 右之通先年之賃銀也且亦鉑貳つ

其後無扶持二而賃定

知內五貫知引殘四拾五貫知也

 \equiv

附錄

鉑壹吹ニ付

一五分七厘 座 一四分貳厘

ス灰

一三分

一龜井拾枚

但四厘貳毛

千枚

但壹分壹厘 但壹分貳厘五毛 但九厘七毛

岸山關東

九文

千代平千荷七文

栗山

壹文半 八文

但

一下六枚 一上六枚

拾壹文 拾貳文 三文

但壹分六厘

同斷

眞吹皮拾貫匁二付

一四分六厘 * 一四分

一壹分六厘

右之通定來り候

鉑持賃

一瀬戸相老

庭山

拾貳文 拾壹文 八文

車 舟敷

但壹分貳厘 但壹分六厘

焼出シ持賃壹吹ニ付 賃三分ツ、

一拾枚 一呂粕 末廣 成戶 柒山 九文 八文 九文

拾壹文 六文 但壹分 但壹分六厘

四

一桐木 **"**九月 一金山 子二月か メ上段鉑持錢ノ相庭八拾文定 一釜山 一藤本 一貳本松 一關東千荷櫻七文 北山 長門 下段ハ下財

を右之通

・
取之 七文 拾貳文 四文 拾文 貳分 八文 拾壹文 但壹分 但壹分定 但壹分七厘 但七厘ツ、 但壹分四厘 横番鎚不入 但壹分貳厘 但壹分六厘

山留給銀壹ヶ月五拾匁

外二矢先鉑三拾目內外

附錄

備中銅山賃銀計量等大概

木引壹匁壹分壹匁位

賃九分ツ、

山切壹番

間吹道具斤目

皮こき ひつ共 一また メ壹貫匁 ひつ共

一 鉄力 垣 ひつ共

メ六百八十

口取

ひつ共

メ八百七十

メ壹貫五百

ス灰からうす口鉄 メ七百匁

鉑吹道具斤目

皮こき

ひつ共

但皮 紡 寸法 長サ七寸 円皮 紡 寸法 長サ七寸 斤三百二三十目 指渡六寸貳分

手ノ幅壹寸 三歩八リン

子七百四十

炭垣 ひつ共

但貳丁入也

メ八百廿

五.

附錄 備中銅山賃銀計量等大概

からみ垣ひつ共 メ八百五十 釘 ひつ共

メ七百 メ六百十匁

大格右之通斤目

一大

五百匁

櫃ノ斤目 小 中 三百匁 貳百匁

右者亥年大坂へ申上ス百匁七分七厘かへ ニシテ下ル

鯨油升 得歩引ハ四分を九分迄ニ遣申候 塩升 四寸九分貳寸五分 但拾貳はい入 皮へき ひつ共 からみ引 ひつ共 メ壹貫九百五十

本番手子前得步引者三拾六匁

方頭平三郎馬觸賃銅壹丸二付

壹錢ツ、馬持駄賃ゟ引取遣ス

松板

三分 代貳匁

五分 四分

代貳匁四分 代貳匁貳分

六分 壹寸 代三匁八分 代貳奴六分

但桶船ニいたし候八尺物ハ本間

六

山留半右衞門治右衞門年寄敷へも聢べ

得不參候ニ付三拾六匁給銀相定メ申候

直し代四匁ツ、

同續先かけ

樋板壹挺分 代三匁五六分

鍛冶本番賃定 一玄能更 賃貳匁五分

同口卷 賃壹匁五分 同壹匁五分

山鎚更

但口卷ハ無賃之定

靍はし受大 同八分

| 斧更 同小

同先かけ 同五分

同小 前垣大更 同五分 同六分

同貳匁

附錄 備中銅山賃銀計量等大概

同七分

同壹匁三分

同七分

一三尺更 山はし更

矢さら 皮切さら 鉄棒崎かけ 同先かけ

同貳匁

同七分 同壹匁

同貮分

同鍬さら 同貳匁 同壹匁

釘貫さら 賃六分 一鎌さら

同三分

鉄大鞁輪 かな鎚さら 同壹匁三分 同壹分五

とうしん立 同六リン 同三厘ツ、

折釘

釼同

同三匁

鉄通シ子壹本 同三分

亡

子ノ本數五拾三本有之 但新二岡山ニて賣代十六欠

手鉄燒賃 但貳厘三三ッ、

五尺さら 賃三欠

同壹匁五分

同先かけ

同壹匁

赤椀

赤折敷 味噌九百

代五分 代壹匁

から笠

代壹匁六分 代五分五

同續先かけ

賃銀之定如此 右者山之鍛鉄此方を遣し

鞆ニテ玄のふ壹丁代四匁三分五 メ八百五拾匁定也

床屋羽口壹人土打十三程ツ、致候

炭山着

一松栗拾貫匁

代貳匁四五分

但松山領御藏二成候節貳匁貳分迄二

備中番所へ

茶壹匁ニ六升ツ、

酢壹升 醬油壹本 代五分 代八分 但肥後茶也

髮油壹合

代四分

1

燒木山着二而貳拾貫匁替

春先ノ代ハ三月大方節供拂之心持也

一伐交同斷 堅炭同斷 但右同斷之節貳匁五分六分迄 但右同斷之節ハ貳匁七分位 代貳匁七八分 代貳匁九分

八

元祿子ノ比汰り貳番粕はたき物之事

はたき粉高貳拾七石 但からうす壹挺ニ而一日出來粉九斗 但壹ヶ月ニ

是ハ床屋小升ニて粉一日ニ六はいツ、定

內貳拾貳石

汰物ニシテ捨り

殘汰正味五石

此貫五百拾貫匁 有之

水くムミニて少重く水程捨り メ増申積り

内八拾貫匁計 水ノへり

正、四百三拾貫匁

此荷數三拾六荷

但壹かニ付

一九匁 拾四匁七分 吹賃燒出し共 燒木百八拾貫

但鉑四吹半皮四拾貫ニシテ 附錄 備中銅山賃銀計量等大概

> 一四拾三匁四分 七匁六分

> > 炭代

拾四匁壹分六厘 銅運上

銅太賃船ちん

七拾八匁壹分六厘

一三拾六匁 からうす踏六十人 はたき入用

拾貳匁六分 汰り物師廿壹人 同手子女卅人

一拾六匁

七匁七分六厘 水扱

但汰り物十三人ニ四人水扱

壹人。三分七厘ツ、割方

壹匁壹分 釜之持ちん

三匁八分貳厘 燒釜人足

大工貳人手子三人衣木持

焚ニシテ壹かニ壹分○七九ツ、 一か賃八匁六分三厘八拾か汰り物

木割

一壹匁貳分

九

メ百六拾七匁貳リン

出來銅百八拾斤 五ツ貳百斤ニシテ 但百斤二付九拾貳匁八分也

汰物汰り立壹升九百匁

內百欠

水くユミ引

残干立八百匁有之是ハ稼シ申候

和がり汰もの八百匁

メ干立七百匁 內百匁

右からうす入用之外ニ

壹ヶ月壹丁二五匁壹分鉄代賃銀割

入也

拾四匁八分 きね崎五挺賃

拾匁五分六厘

右鉄四貫六拾匁

メ貳拾五匁三分六厘五挺分

元祿九子年中 賣物高三百七拾貫九百拾五匁六分九厘

內

メ七拾三貫百拾壹匁九分

百八拾五貫五百四拾三匁六分三

米

メテ四拾五貫九百七拾貳匁貳厘

五拾貫貳百九拾八匁壹分貳厘

炭

メテ八百拾六匁八分貳厘

拾四貫七百九拾匁七分五

燒木

メテなし

六百三拾四匁五分三厘

細木

メテ三匁壹分三厘

貳貫貳百貳拾七匁五分六厘

長木

メテ四拾三匁七分七厘

五口メ貳百五拾三貫四百九拾四匁五分九

0

メト四拾六貫八百卅五久 (テカ)

内四拾六貫八百卅五匁七分四厘右五ロノ

但銀かし歩除之メ賣物利

七分四厘

右高三百七拾貫九百拾五匁六分九厘

貳口子三百八拾貳貫百六拾七匁九分八厘

又拾壹貫貳百五拾貳匁貳分九 下財銀かし

貳百五拾三貫四百九拾四匁五分九厘右五口引 又五貫匁 引

買平シニで拂ニ出候ニ付如此 是ハ臺所入用賣物之內米代諸事

引殘賣物代百貳拾三貫六百七拾三匁三分九 貳口〆貳百五拾八貫四百九拾四匁五分九

七拾三貫百拾壹匁九分 但銀かし高共ニ入也 口ノ利

貳口メ七拾四貫百九拾四匁貳分壹厘 壹貫八拾貳匁三分壹厘 但渡し高拾壹貫貳百五拾貳匁貳分九厘 銀かし步

元祿丑七月

關東撰出シ鉑はたぎ物之事

附錄

備中銅山賃銀計量等大概

殘テ貳拾七貫三百五拾八匁四分七厘 割二入ル

此銀右殘賣物代ニて見候得ハ 但壹貫匁ニ付 外貳百八拾四匁五厘貳二四ツ、內貳百廿壹匁貳分壹厘三ツ、

備中大角樋內乘三寸八步尻三歩メり

物ニ格違有之時ハ外ニ仕立見可申候 右之積りヲ以月、入目考申候勿論賣

同中角三寸六步 一小角三寸貳步 但 升形三寸壹步 且又丸金三尺五寸也かん柄引手三尺

附錄

百八拾壹知八分壹厘 但出來三拾六荷 壹か拾三貫匁ツ、 壹挺壹ケ月積からうす

メ四百六拾八貫

□九步斤百九拾八斤五ッ貳百廿斤

はたき粉床屋小升六はい定

此汰立五百拾四貫八百壹丁一日

六十匁水ヶ有之干へりメテ正味 汰立十七貫百六拾匁內壹貫五百

ニシテ拾五貫六百也

五拾壹匁

三拾六匁

x

一拾五匁

六分 汰師廿貳人半

拾三匁五分

入手壹人卅人

踏人貳人六拾人

壹匁壹分貳厘五 貳匁貳分六厘

手貳人メ五匁三厘之割也 但八拾か二大工壹人衣壹人 釜前入目

衣木持候 拾か二六分貳厘八七五ツ、

壹匁貳分

ゆり申候

六匁七分五

水汲五人六貳五

但ゆり四人ニ水汲壹人

一拾壹匁七分 燒木貳百卅四貫

但拾か二六拾貫ツ、

壹匁貳分 木割 壹人壹七

一壹匁四分

一四匁四分 但壹人貳百貫割申候 撰出候鉑持ちん

ゆり物釜へ

但からうす四丁ノ粉三人こて

五拾九匁五分 すみ

一九匁

吹ちん

残テ五匁

水へり 八月十四日

一七百廿五匁

一五匁三分四厘 拾五匁八分四厘 銅入用 運上

斤九拾壹匁八分貳厘二當

外からうす入用少入申候

銅水へり之事

一五百廿五匁 八月二日

殘拾匁 水へり

但壹貫匁二付 外拾九匁貳分六厘七毛

銅七百卅匁 一七百廿六匁五分 八月五日 八月四日

附錄

備中銅山質銀計量等大概

銅五百卅匁平 八月朔日

一五百廿三匁 八月三日

きろふ竹長サ壹尺六寸也

一前七寸五分 一後壹尺六寸

五百廿久 八月十四日

一本拾枚 一舟鋪平シ

步附大法

但貳百七八九拾斤る

但三百七拾斤

鉑屋羽口竹

但壹貫欠二付 外十七匁七分六厘內十七匁四分五 殘拾三匁七分

水へり

銅七百八拾五匁

八月十六日

但壹貫匁ニ付

外六匁八厘九七

一七百七拾壹匁三分八月廿四日

附 錄 備中銅山賃銀計量等大概

但元禄玄二月鎚入七月迄

但三百卅斤迄

中拾枚釜山口ニて

但上鉑計撰候而、四百五六拾斤有之候 但同亥七月分子五月九日迄 但貳百四拾斤迄

但元祿子三月十三日ゟ同九月晦日迄

船鋪中通り

藤の本 但右之頃 但貳百三四拾五斤

釜山 但子八月三日分十月晦日迄 但

展

戸
へ

成

貳

百

五

六

十

斤

よ

船鋪 但貳百五六拾斤

龜井山 但亥極月分子三月迄 但子十一月ゟ丑二月廿五日迄 但上、ハ三百斤位見分

一千荷稼シ

但貳百貳拾斤

右ハ子ノ二月廿四日ゟ七月十日迄 但立ノ五挺坪出來取合三百五拾斤

關東立ノ八挺

但三百三四拾斤

丑五月床屋拾物 但百八拾斤

同床大工拾物 但貳百貳拾斤

鉑ずり買拾物 新古からみ拾物計 但貳百拾壹斤

但百五拾八斤七分

X

太鞁堂汰物

但百七拾壹斤

同斷拾物替□

但貳百廿八斤

備中日雇平ハ壹匁壹分汰り手子木割 釜前者壹匁貳分宛也白長大普請之節

ハ日雇平シ壹匁壹分ニ定候由

M

於 年 れ る。 間 1, T の 以 友 後 重 本輯 元 0 禄 大な意義 0 K 本 + 岡 銅 は Ŧi. 銅 先づ 年 山 Ш 經 を ょ 經 り享保 有 第 營 營 する は 0 __ 主 次經營に た 0 元 第 み 年 る P では K 次 9 至 0 0 天和 なく で い る て論 十五 あ 9 元 た。 叉地 述 年 年 -より元 ī 間 た。 元 0 幕 大塚家並 旣 禄 府 十一 述 0 要 0 年 K 如 請 京都 く吉 まで K 基 + 銀 岡 < 所 座 八 銅 謂 年 0 Ш 經 0 幕 間 營等 經 府 0 營 所 助 ٤ は 成 謂 共 住 自 0 |友鑛業 經 力 經營 營 近 ٤ 世 史上 K ٤ 天

吹屋: 小 閱 昨 田 舊 年 淳 家 十 本 銅 輯 大 博 Щ 舊 塚 月 0 士 刊 は 跡 倫 初 子氏 ľ 調 旬 行 8 查 K 當 脇 等 は 親 ľ 所 L 田 9 く吉 期 T 修 8 B 氏 以 地 元關 岡 博 上 • 銅 藤井學氏に 0 より 成果 係 Щ 御 を を擧 各位 懇 訪 切 ね 現 な は ょ げること る b 地 御 補 多大 調 同 訂 道 查 から 0 を を 0 御配 戴 上 出 試 みたが き向 來 種 た。 慮並 K 御 井氏 指 尙 K 御 幸 0 導 遺 御 現地 教 ひ元 配 示 吹屋 慮 調 を 忝う を賜 查 K 町 T 際し 長片 L は った。 層 價值 京都 Ш 大塚家文書 |淺治 あ 大學教授 る 郞 氏 0

昭 和 \equiv + Ŧi. 年 秋 た

め得

た。

史 室

編纂発行 住 友 史 料 館 原都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町一番地の二

平成四年一月二十日 初版第二刷発行昭和三十五年秋 初版発行

印 601

刷 河北印刷株式会社京都市南区唐橋門脇町二八